

## 令和元年度決算審査特別委員会（第5回）

令和2年9月15日（火曜日）午前 9時58分開会

### ○付託案件

- 認定第1号 令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について

1. 各課の聴取について
2. その他

### ○出席委員（16名）

委員長	長谷川 生 人	副委員長	田 村 敏 郎
委員	横 田 有 一	委員	平 松 俊 一
委員	池 田 誠 悦	委員	稲 垣 明 美
委員	畑 中 静 一	委員	上 野 武 彦
委員	坂 本 繁	委員	澤 出 明 宏
委員	中 島 勝 也	委員	川 村 主 税
委員	中 川 友 規	委員	若 山 雅 行
委員	川 上 弘 一	委員	青 山 金 助

### ○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

### ○出席説明員（7名）

経 済 部 長	青 山 芳 弘	経済部農林水産課長	田 中 正 彦
経済部商工観光課長	福 川 晃 也	経済部土木課長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	経済部上下水道課長	笠 原 泰 之
農業委員会事務局長	田 中 正 彦		

### ○本会議の書記

事 務 局 長 関 口 順 子 書 記 妹 尾 洋 兵

午前 9時58分 開会

○長谷川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、令和元年度決算審査特別委員会第5回目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

昨日、資料要求のありました、株式譲渡収入の内訳、算出根拠の分かる資料、それから、観光パンフレット、観光ガイドマップ、それから、昨日審査しました住民課からの資料と福祉課からの資料については、机の上に置いてありますので、御覧ください。

本日も引き続き各課の聞き取りを行います。

初めに、農業委員会の審査を行います。

農業委員会事務局長、御苦労さまです。

それでは、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算書の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、事務局長、よろしくをお願いします。

○田中農業委員会事務局長 それでは、令和元年度決算、農業委員会関係分の概要について説明させていただきます。

令和元年度一般会計歳入歳出決算の歳出を説明させていただきます。

なお、歳入につきましても、決算審査要求資料共通様式での歳出の説明の中で説明いたします。

一般会計において、農業委員会の業務は、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費のみであります。

それでは、1目農業委員会費の決算状況について説明させていただきます。決算審査共通様式ナンバー1となります。決算書では140ページ及び141ページの部分ですが、一般会計、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の予算現額は845万4,000円で、支出済額は833万5,682円であります。不用額は11万8,318円となっております。執行率は98.6%です。この項目は、農業委員会の運営に関する執行経費として支出しております。職員は3名、臨時職員は1名であります。支出の内訳といたしまして

は、記載のとおりでございます。なお、歳入につきましても同様でございます。

一般会計については以上でございます。

○長谷川委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

若山委員。

○若山委員 内容についてどうこうというあれはないのですけれども、特定財源の内容についてちょっと教えていただきたいと思います。農業委員会活動費交付金というのがありまして、予算では660万円だったのが、決算では870万円になって、この金額の変動要因というか決め方、何に対して幾らとか、そういうのがあるのかどうかというのと、入ってきた金以上に使わなくて問題ないのかどうかというところをちょっと教えていただければと思います。

○長谷川委員長 事務局長。

○田中農業委員会事務局長 この農業委員会等の活動促進事業の交付金につきましては、3月5日に内示がありまして、その後、実績、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に対する補助金が交付されているものでございます。金額につきましては870万8,000円が歳入として入ってきております。特にこの部分については、うちの予算とは特に関係なく入ってくるものでございます。残りの部分は、職員の人件費だとか、そういう部分に充てられておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、農業委員会に対する審査を終了します。

農業委員会事務局長、御苦労さまでした。

次に、経済部農林水産課の審査を行います。

経済部長、農林水産課長、御苦労さまです。

それでは、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

課長。

○田中農林水産課長 初めに、全体の決算状況に

なりますが、当初予算額1億4,504万5,000円、補正予算額6,376万8,000円、最終予算額は2億881万3,000円、支出済額2億854万8,723円、不用額26万4,277円、執行率については99.87%となっております。

それでは、共通様式にしたがって説明させていただきます。

一般会計において、農林水産課農水振興係の業務。6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費、決算書では140ページないし143ページの部分ですが、それでは、最初に、2目農業総務費の決算状況について説明させていただきます。一般会計、6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費の予算現額は98万9,000円で、支出済額は92万7,417円であります。不用額は6万1,583円となっており、執行率は93.77%です。内訳といたしまして、決算審査共通様式ナンバー1になります。農業総務費につきましては、主に各種協議会に対する負担金の支出に予算執行され、予算現額は57万5,000円で、支出済額は57万702円であります。不用額は4,298円となっており、執行率は99.25%です。支出の内訳といたしましては記載のとおりであります。12節役務費、決算額21万7,240円、不用額が2,760円あります。この部分につきましては、昨年4月より指定管理者制度により稼働しております新野菜広域流通施設七飯町集出荷予冷施設建物災害共済保険料となります。そのほかの部分については記載のとおりとなっております。なお、歳入については、それぞれ記載のとおりでございますが、新野菜広域流通施設整備費用負担金、18ページから19ページになります。3,137万3,121円のうち、22万円については、12節役務費、建物災害共済保険料21万7,240円分を措置、支出しております。

次に、共通様式ナンバー2となります。農政公用車管理費についてですが、公用車3台分の維持管理費に予算執行され、予算現額は41万4,000円で、支出済額は35万6,715円あります。不用額は5万7,285円となっており、執行

率は86.2%です。支出の内訳といたしましては、記載のとおりとなっております。

次、一般会計、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、決算書では142ページないし145ページの部分ですが、予算現額は1,196万5,000円で、支出済額は1,191万2,894円あります。不用額は5万2,116円となっており、執行率は99.56%です。内訳といたしまして、決算審査共通様式ナンバー3となります。農業支援対策事業費につきましては、農業及び農村振興に係る事業の推進を目的に予算執行され、予算現額は672万5,000円、支出済額が668万4,601円あります。

続きまして、ナンバー3です。農業支援対策事業費、補正予算が53万2,000円、支出の内訳は記載のとおりとなっております。

次に、決算共通様式ナンバー4となります。経営所得安定対策直接支払推進事業費につきましては、経営所得安定対策直接支払事業業務を円滑に推進する目的に予算執行され、予算現額は524万円、支出済額は522万8,283円あります。不用額は1万1,717円となっており、執行率は99.78%です。支出の内訳は記載のとおりとなっております。歳入の特定財源につきましても記載のとおりとなっております。

次に、環境保全型農業直接支払対策補助金になりますが、これは化学肥料及び農薬を使用しない有機農業等に取り組む農業者団体に47万3,600円を支出、うち、特定財源としては、国の23万6,800円、50%です。道が11万8,400円、25%の負担となります。35万5,200円を受けております。

次に、一般会計、6款農林水産業費1項農業費4目農地費、決算書では144ページないし147ページの部分ですが、予算現額は1億5,169万1,000円で、支出済額は1億5,163万3,995円あります。不用額は5万7,005円となっており、執行率は99.96%です。内訳といたしまして、決算審査共通様式ナンバー5となります。土地改良総務費につきましては、農業農村の多面的機能の維持、発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産維持、自然環境の

保全に資する農業生産活動へ支援を目的に予算を執行され、予算現額は7,681万4,000円で、支出済額は7,680万9,146円です。不用額は4,854円となっており、執行率はほぼ100%です。支出の内訳といたしましては記載のとおりとなっております。歳入の特定財源は記載のとおりとなっております。うち、10万円につきましては、本事業を行うための推進活動支援として、対象経費、旅費、委託費、事務費分として定額を受けております。また、町負担補助金25%につきましては、普通交付税60%及び特別交付税4割の60%、24%が措置されるため、実質84%が措置されることとなりますので、実質の町負担につきましては16%となります。したがって、事業全体としては、実質、96%が措置されることになり、町負担につきましては、全体事業費7,632万2,196円の4%、305万2,888円の持ち出しとなります。

次に、決算審査共通様式ナンバー6となります。農業施設維持管理費につきましては、農業用施設の適正な維持管理を目的に予算執行され、予算現額は42万7,000円で、支出済額は42万5,670円です。不用額は1,330円となっており、執行率は99.69%です。支出の内訳といたしましては記載のとおりでございます。なお、歳入の特定財源も記載のとおりとなっております。

次に、決算審査共通様式ナンバー7となります。国営農業基盤整備事業費につきましては、国営事業の円滑な推進を目的に予算執行され、予算現額は79万4,000円で、支出済額は79万2,328円です。不用額は1,672円となっており、執行率は99.79%です。支出の内訳といたしましては記載のとおりとなっておりますが、19節の負担金、補助及び交付金、決算額76万6,128円、不用額872円で、国営造成施設管理体制整備事業負担金76万6,128円の支出となっておりますが、当初、34.61%で76万4,362円の支出を見込んでおりましたが、34.69%に上がったために、予算不足を生じ、道営農業基盤整備事業費より事業間流

用で2,000円を入れております。歳入の特定財源については、国営土地改良事業受益者負担金滞納繰越分121万円を徴収しております。

次に、決算審査共通様式ナンバー8となります。道営農業基盤整備事業費につきましては、道営農業基盤整備事業の円滑な推進を目的に予算執行され、予算現額が7,340万3,000円で、支出済額は7,336万421円です。不用額は4万2,579円となっており、執行率は99.94%です。支出の内訳は記載のとおりとなっております。また、歳入の特定財源につきましても記載のとおりとなっております。先ほど説明いたしました、予算不足により、国営農業基盤整備事業費へ事業間流用で2,000円を行っております。

次に、決算審査共通様式ナンバー9となります。土地改良公用車管理費につきましては、土地改良事業の円滑な推進に係る公用車の維持管理等を目的に予算執行され、予算現額は25万3,000円で、支出済額は24万6,430円です。不用額は6,570円となっており、執行率97.4%です。支出の内訳といたしましては記載のとおりとなっております。なお、歳入の特定財源についてはございません。

次に、一般会計、6款農林水産業費1項農業費5目町営牧場運営費、決算書では146ページないし151ページの部分ですが、予算現額は2,318万9,000円で、支出済額は2,309万9,208円です。不用額は8万9,792円となっており、執行率は99.61%です。

内訳といたしまして、決算共通様式ナンバー10となります。町営牧場運営費につきましては、町営城岱牧場の円滑な運営を目的に予算執行され、予算現額は2,090万1,000円で、支出済額は2,082万5,611円です。不用額は7万5,389円となっており、執行率は99.64%です。支出の内訳といたしましては記載のとおりとなっております。なお、歳入の特定財源については、町営牧場使用料1,006万7,950円、ダニ対策経費負担分180万8,010円及び飼料給餌費負担金11万8,040円を受けており、おおむね予算どおりの執行となっております。

おります。

次に、決算審査共通様式ナンバー11になります。町営牧場監視舎管理費につきましては、町営城岱牧場監視舎の適正な維持管理を目的に予算執行され、予算現額は58万4,000円で、支出済額は57万2,860円であります。不用額は7万1,140円となっております、執行率は98.09%です。不用額1万1,140円、済みません、間違えました。なお、歳入の特定財源についてはございません。

続きまして、決算審査共通様式ナンバー12になります。町営牧場作業車管理費につきましては、町営城岱牧場管理用作業車両、トラクター3台、ダンプトラック1台、バイク4台等の適正な維持管理を目的に予算執行され、予算現額は170万4,000円で、支出済額は170万737円であります。不用額は3,263円となっております、執行率99.81%です。支出の内訳につきましては記載のとおりとなっております、特定財源の歳入についてもございません。

次に、一般会計、6款農林水産業費2項林業費1目林業費、決算書では150ページないし153ページの部分ですが、予算現額は2,083万円、支出済額は2,082万7,209円であります。不用額は2,791円となっております、執行率は99.98%です。内訳といたしまして、決算審査共通様式13になります。林業費につきましては、林務行政の円滑な推進を目的に予算執行され、予算現額は394万1,000円、不用額は2,391円となっております、執行率は99.94%です。支出の内訳といたしましては記載のとおりとなっております。13節の委託料、決算額215万6,000円で不用額はゼロ円です。これにつきましては、林道橋梁長寿命化点検委託業務を行いまして、和光技研が受注しております。あとは、予算不足により、森林環境譲与税基金費へ事業間流用で1,000円行っております。これにつきましては、記載はないのですが、基金のほうへ積み立てておりまして、受けたものを使わない場合は、全額、基金として積み立てなさいということになっていまして、当初の予算よりも1,000円足りなかった関係で、ここで流用させてい

ただいております。あと、林道橋梁長寿命化点検委託業務事業費の215万6,000円に対しまして、2分の1で農村漁村地域整備交付金109万9,560円を受けております。公益的機能の發揮に配慮した伐採を促し、伐採後の確実な植林等への支援という形で、未来につなぐ森づくり事業補助金92万303円を受けております。203円です。済みません。

○長谷川委員長 ちょっと説明と、委員が聞いている数字が、若干分かりづらくなっているの。

○田中農林水産課長 203円です。済みません。

○長谷川委員長 それで、まず一番最初にナンバーをおっしゃったら、事業名を話して、そして当初予算、補正予算を説明して、予算現額、支出、不用額、執行率というふうにして、僕たちの見ているとおりで目を追いかけていかないと、ちょっと目玉が混乱しているので、済みません、そのところよろしく願います。

○田中農林水産課長 続きまして、決算共通様式ナンバー14になります。事業決算名は町有林整備費で、当初予算額1,319万9,000円、補正予算額33万8,000円、予算現額は1,286万1,000円、支出済額は1,286万600円、不用額は400円で、執行率はほぼ100%となっております。支出の内訳といたしましては記載のとおりとなっております。また、歳入につきましても記載のとおりとなっておりますので、よろしく願います。

次に、水産業費の部分になりますが、一般の152から153ページになります。6款農林水産業費3項水産業費1目水産業費、事業決算名は水産業費になります。予算執行額14万9,000円で、予算現額は14万9,000円、支出済額は14万8,010円で、不用額は990円です。執行率は99.3%になります。支出の内訳といたしましては記載のとおりとなっております。

次に、決算書234ページから235ページの部分になりますが、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費、事業名は農道等災害復旧事業費です。予算当初は

50万円、補正予算額はマイナス50万円で、執行はございませんでした。ここの部分につきましては、緊急支出による災害等がなかったことから、3月定例会において原材料費全て皆減しております。また、歳入の特定財源についてはございません。

次に、収入未済額の状況になります。初めに1枚目ですが、これは平成5年度から平成7年度にかけて、北海道農業開発公社から借り受けた肉用牛の牛の賠償金と売払分となっております。生活困窮により収入額が非常に少ない状況ですが、引き続き納付を要請してまいりたいと考えております。

次に、国営土地改良事業、農地開発の受益者負担金になりますが、下段の滞納繰越分5件、121万円の納付がありましたが、先ほど同様、生活困窮の理由になりますが、引き続き納付を要請してまいります。

次に、契約金額130万円以上の工事または製造の請負の状況ですが、道営農道整備特別対策事業、防除用水移設工事のみの1件であります。契約業者につきましては、北海道の発注した道営農道整備特別対策事業の請け負い業者であります株式会社森川組であります。なお、契約金額は176万円で、随意契約により契約を締結しております。

次に、契約金額130万円以上の財産の買入れ、その他の契約の状況ですが、財産の買入れの状況につきましては、城岱牧場の草地肥料の購入及び寄生虫駆除剤の3件であります。

また、その他の契約の状況につきましては、城岱牧場ポンプ室、送水ポンプ1号機修理、修繕、町有林間伐事業及び下刈り事業、林道橋梁点検委託業務の4件であります。

次に、町単独補助金内訳金額の状況ですが、農林水産課においては、新規が2件、継続が13件で、合計15件であります。JAと協調して実施している補助や、国などの間接補助事業も含めての内容となっております。

なお、新規につきましては、西洋果樹発祥150年事業補助金300万円及び七飯町野菜生産出荷組合50周年記念事業補助金16万5,000

円であります。

以上です。

○長谷川委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

平松委員。

○平松委員 ナンバー13の中に委託料というのがありまして、林道橋梁長寿命化点検委託業務というのがあるのですが、林道の橋梁は全部で何基くらいあって、そのうち、長寿命化として点検をしなければいけない橋梁というのは何基くらいあったのか教えてください。

○長谷川委員長 課長。

○田中農林水産課長 林道橋梁長寿命化点検委託業務の橋梁につきましては、町内4路線、林道がありますが、橋梁のかかっているのはこの2か所です。1か所は横川林道と、もう1か所は東大沼の精進川林道に、精進川の部分にかかっている林道橋がございます。以上の2橋でございます。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

川村委員。

○川村委員 共通様式の様式11の収入未済額の状況の関係なのですが、まずこれ、件数、平成5年から6年、7年のやつで、1件、1件、1件になっていますけれども、これは別々の方が1件なのか、同じ人がばらばらになっているのか、ちょっとその確認と、下から、平成6年の44万2,943円、ほかもそうなのですが、年間1万250円の返済で、40万円のやつといたら、43年とか、そんなペースなのですが、これで大丈夫なのかというの、ちょっとその辺の詳細を教えてください。

○長谷川委員長 農林水産課長。

○田中農林水産課長 貸付肉用牛の部分については1件の農業者でございます。

収入未済額の国営土地改良事業の受益者負担の部分についてですが、収入額が非常に少ないと。このままで全部納めていただけるのかという部分だと思いますが、生活困窮ということで、引き続きうちのほうとしては納めていただく形で請求をずっとし続けるということにしております。ほぼ

ほぼ、今持っている方自体が、農地は持っているのですけれども、農業をほとんど営んでいないという農家のほうが多いのです。もう世代も変わっているところもございますので、その部分については、引き続き納めていただく形で請求はしております。ただ、厚沢部町さんでこのような形でちょっと問題になった部分がありましたけれども、なるべくそれにはならないような形で請求をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○長谷川委員長 川村委員。

○川村委員 分からないですけれども、親が借りていて、次の世代になっても返済、要は、例えば40万円のやつを1万円で返していくとしたら40年かかるよと、極端な話なので、その辺も含めて大丈夫ということでもいいですか。

○長谷川委員長 課長。

○田中農林水産課長 確かに1万円ずつだと40年かかるという計算になりますが、基本、相続される時というのは、正の遺産もあれば負の遺産もあって、負の遺産の部分については相続しないというふうにはならないので、相続をした場合については、引き続きその負の部分も相続されるという形になりますので、相続人に引き続き納付を依頼していくという形をとれるということで御理解いただければと思います。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

横田委員。

○横田委員 予冷庫の件なのですけれども、指定管理料がゼロだということで、動いている実態がどういふような実態で動いているのかというのが全然見えないのですけれども、そういう見えるものをもらえないかということ、運営状況というのですか、そういうのがあったらいただきたいと思うのですけれども。

○長谷川委員長 資料として。（発言する者あり）

課長。

○田中農林水産課長 データのほうはございますので、後ほど皆様に。

○長谷川委員長 今欲しいのです。横田委員は今

欲しいのね。（発言する者あり）では後で。分かりました。

ほかに。

坂本委員。

○坂本委員 共通様式の10番ですけれども、城岱牧場の年間2,000万円ぐらい出費されているのですけれども、これは当然、今までずっとやっている酪農家の経営基盤の拡充ということですので、今放牧されている牛、馬、昨年度はどういう状況だったか分かりますか。

○長谷川委員長 課長。

○田中農林水産課長 元年度、乳牛は21件で498頭で、のべが5万6,600頭です。肉牛につきましては12戸で88頭、のべ頭数は1万1,075頭です。乳牛、肉用牛、計33件、586頭、のべ頭数は6万7,675頭になります。馬の部分については、ポニーも含みますが、3戸で実頭数18件、のべ頭数は2,052頭となっております。

以上でございます。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

若山委員。

○若山委員 今と同じようなところで、ちょっと確認なのですけれども、3点ぐらいの質問になるかと思いますが、まず、共通様式のナンバー10で、城岱牧場の利用状況については、こちらの決算参考資料の58ページに載っております、前年との比較とかで見ると、町内は減少しているのですけれども、町外地区の分が増えているような結果になっているのですけれども、この増加の要因とか何とかということ、町外、町内で、値段というか、そういう差があるのかどうかというのをちょっと教えていただければなと思います。

それと、ナンバー14の中の特定財源の中の間伐材売り払い収入というところで、610万円ほどの予算だったのに、決算が590万円で、若干減少なのですけれども、この予算の立て方といいますか、費用のあれで、今回下がったとかというのは、価格が下がったとか、切り出し材の立米がちょっと少なかったとか、その辺のところを

ちょっと教えていただければと思います。

それと、先ほどもちょっと出ました、共通様式11の、僕はナンバー2のほうで、国営土地改良事業受益者負担金ということで、今年は発生していないし、去年等もないのですけれども、平成27年度からずっとさかのぼって、前まであって、相当な金額が残っていて、未済に係る具体的説明で、生活困窮による分割とか書いているのですけれども、これは、この事業をしたときには生活困窮ではなかったというか、生活困窮の人がこういう事業をしたというようなことはないのか、安易な事業をしたとかというような、過去の話なのですけれども、そういうようなことはないものなのでしょうかね。ちょっとその辺のところ、記憶の範囲で構わないので、分かる範囲でちょっと御説明していただければと思います。

以上です。

○長谷川委員長 課長。

○田中農林水産課長 飼養頭数の町外の放牧者が多くなっているというところにつきましては、実は隣の北斗市の酪農家さんが放牧しているものがあります。聞いた話によると、きじひきの牧場も北斗市のほうでやっておりますが、こちらのほうが管理がいいということで、放牧させてもらっているという話を伺っております。

次に、町内、町外は単価は違いますが、生まれてからの年数によって費用が少しずつ、10円とか20円とか、差額がある状況でございます。

間伐材の売り上げの部分につきましては、ちょうど売り渡しが3月下旬までに売り渡したいということで、土場のほうで引き渡しした経緯もあります。また、コロナの影響で、材のほうが全然動かないということで、ちょっと港のほうまでは搬出できなくて、土場のほうで渡したという形で、そこから港までの搬出経費、その部分を差し引いた形での売り渡しになっておりますので、その差額が生じたものでございます。

あと、国営農地につきましては、当初、国営農用地開発事業の受益者の部分については、営農状況が非常によかった農家さんがあったのですけれども、その部分で生活のほう徐徐に苦しくなってきたという部分もあります。私の思案で

いいでしょうか。

○長谷川委員長 答弁してください。

○田中農林水産課長 農用地開発事業というのは、皆さん御存じかと思いますが、山の頂上部分を使って農用地を開発したりしている部分が非常に多い事業でした。頂上付近に農用地を開発すると、地力は、その当時、相当あったものと思われませんが、その後、土づくりのためには大量に肥料を供給してやらないと立派な土ができないというところが非常に多かった。頂上付近ですから、当然、肥料の供給はございませんので、大量に畑に肥料を投入していかなければ満足な畑はできなかったというふうに私は思っております。そういう部分が、やはりつくってもいいものがとれなかったとか、そういう部分もあったのではないかとということで、農業経営を圧迫していったものと考えております。

以上です。

○長谷川委員長 若山委員。

○若山委員 自分の代に関係ない説明を詳しくありがとうございました。

もう1点、確認を、先ほどの城岱牧場の町外地区の依頼が結構増えたということに対しては、積極的なセールスをしたとか、そういうような営業活動の一環、結果なのか、あるいはたまたまそういうようなことで増えたということなのか、そのところはいかがなんでしょうか。

○長谷川委員長 課長。

○田中農林水産課長 特に町としてはそういう部分についてはPRというか、しておりませんが、利用者が口づてというか、情報交換の中で城岱のほうがいいよという形を受けたものだと思っております。

以上です。

○長谷川委員長 若山委員。

○若山委員 そうしたら、町外の依頼も今後は増える可能性も秘めている、この数字の結果だけでは分からないのですけれども、そういうことも言えそうな感じなのでしょうかね。

○長谷川委員長 課長。

○田中農林水産課長 その部分については、飼っている方も、飼養頭数を今ちょっと徐々に増



やしていける状況ではなくなってきましたので、この数字はほぼピークに近いかなと思っております。これ以上増えることはあっても、減る方向のほうが、ちょっと肉牛のほうのバブルも崩壊していますので、ここの部分でちょっと飼養頭数が減っていく可能性もあるかなと思っております。

以上です。

○長谷川委員長 若山委員。

○若山委員 今ので終わろうと思いましたがけれども、町外の数からいくと、肉牛がゼロで乳牛ばかりなのですけれども、それでも今のようなコメントになるのですか。このまま増えればいいなと思って、町内のやつが減っていますので、せっかくの城岱牧場があれなので、町外が増えればいいなと思ってあれなのですけれども、この資料を見ると、肉牛はゼロで、乳牛ばかりなのですけれども、それでも今のようなコメントになるのでしょうか。肉牛は確かにコロナの影響で、牛乳も影響があるのかもしれないですけれども、何とも言えないですけれども、特にそれについてはもう質問しませんけれども、町外でも増えて、幾らでも収入が上がるのであればいいなと思いますので、これからもしっかりとやっていただければなというところで、終わります。

○長谷川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 質疑を終わります。

以上で、農林水産課に対する審査を終了します。

農林水産課長、御苦労さまでした。

次に、商工観光課の審査を行います。

商工観光課長、御苦労さまです。

それでは、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。特別会計についてもあわせて説明願います。

課長。

○福川商工観光課長 それでは、私のほうから、商工観光課所管分につきまして、要求資料の共通様式に基づきまして概要を御説明させていただきます。

まず、委員会要求資料の共通様式、ナンバー1

になります。こちらは、事業決算名が食品衛生費、予算現額は4万円、支出済額も同額の4万円で、執行率は100%です。事業内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2です。事業決算名は労働諸費で、予算現額は3,930万5,000円、支出済額も同額で3,930万5,000円で、執行率は100%です。事業の内容は記載のとおりでございます。さらに、特定財源といたしまして、労働金庫貸付金元利収入としまして、収入済額3,000万1,000円を収入してございます。

続きまして、ナンバー3、事業決算名は商工振興費で、当初予算額2,587万7,000円、補正により308万7,000円を減額し、予算現額は2,279万円、支出済額は2,040万5,977円で、執行率は89.5%です。事業の内容は記載のとおりでございますが、このうち19節負担金、補助及び交付金のうち、当初、ちびっこ雪祭りの負担金を計上してございましたが、こちら、雪が暖冬によりなくなったために未執行となり、180万円を不用額としているところでございます。

続きまして、ナンバー4、事業決算名は商工業経営安定支援事業費で、当初予算額は3,617万5,000円、予算現額は3,642万2,000円で、支出済額が3,642万1,818円、執行率は100%になってございます。事業内容は記載のとおりでございますが、事業内で負担金、補助及び交付金に予算不足を生じたことから、予備費より24万7,000円を充用してございます。新型コロナウイルス関連の対策経費として充用してございます。特定財源につきましては、中小企業融資貸付金元利収入として3,500万5,750円を歳入してございます。

続きまして、ナンバー5、事業決算名は特産品PR事業費で、当初予算115万7,000円、補正により31万3,000円を増額し、予算現額は147万円、支出済額は144万8,691円で、執行率は98.6%でございます。事業内容につきましては記載のとおりでございますが、事業内におきまして、旅費予算不足のため、需用費から5,000円を流用してございます。

続きまして、ナンバー6、事業決算名はふるさと納税事業費で、当初予算額2,183万6,000円で、補正により252万6,000円を増額し、予算現額は2,436万2,000円、支出済額は2,177万1,778円で、執行率は89.4%でございます。事業内容につきましては記載のとおりでございますが、使用料及び賃借料に予算不足を生じたため、役務費より4万5,000円を流用してございます。また、議会におきましても御説明をさせていただき、御承認をいただいておりますが、1月臨時会におきまして、需用費に不足を生じたため、専決処分をいたしまして、800万円を承認いただいているところでございます。特定財源、歳入につきましては、総務費寄附金として4,228万9,200円を歳入してございます。

次に、ナンバー7、プレミアム付商品券発行事業で、補正によりまして9,606万7,000円の予算現額で、支出済額は7,707万3,284円、執行率は80.2%でございます。事業の内容につきましては記載のとおりでございます。さらに、この事業につきましては、国の補助事業でありまして、全額を国の補助金及びプレミアム付商品券売り払い収入により特定財源として事業を実行してございます。なお、プレミアム付商品券につきましては、お客様がお買い求めいただいたときの売り払い収入、また、国の事業費補助金として、プレミアム分の上乗せ分につきましては、全額を国が補助金として支出してございますが、この中で、商品券の換金事業者への交付金、これにつきましては、プレミアム分なのか売り払い収入分なのか不明なため、これに関わらず、売り払いしているプレミアム付商品券のプレミアム分について、国から補助金が支出されているため、こちらの特定財源全て合計しますと、事業費を25万6,800円上回る歳入超過となっております。こちらのほうは、そのまま町の臨時の一般財源として歳入をしているところでございます。

ナンバー8です。事業決算名は企業誘致推進費で、当初予算2,347万2,000円、補正により360万円を減額し、予算現額は1,987万2,000円、支出済額は1,983万2,923

円で、執行率は99.8%でございます。このたびの企業誘致推進費におきましては、19節負担金、補助及び交付金で、雇用創出補助金といたしまして、設備投資等により雇用が増加した分に対して支出する補助金として1,940万円を支出しているところでございます。

続きまして、ナンバー9、事業名は観光費で、当初予算は3,052万6,000円、補正により56万3,000円を減額し、予算現額は2,996万3,000円で、支出済額は2,981万5,114円で、執行率は99.5%でございます。事業内容につきましては、このたび、新規で支出しているところで、19節負担金、補助及び交付金のうち、下から3行目なのですが、戊辰戦争終結150周年記念事業実行委員会負担金として49万円を支出してございます。こちらは単年度のみで支出してございます。特定財源といたしまして、観光ポスター売り払い代金として2,100円を歳入しているところでございます。

次に、ナンバー10、観光地整備管理費で、当初予算額は244万1,000円、補正により7万4,000円を減じまして、予算現額は236万7,000円、支出済額は234万2,338円で、執行率は99%でございます。事業内容につきましては記載のとおりでございます。特定財源といたしまして、城岱牧場に設置してございます自動販売機の設置手数料として8万1,880円を収入済でございます。

次に、ナンバー11、国際交流プラザ管理費で、当初予算額1,906万円、補正により19万1,000円を増額し、予算現額は1,925万1,000円、支出済額は1,925万300円で、執行率は100%でございます。こちらの補正予算にございます19万1,000円につきましては、施設修繕料といたしまして、暖房用の循環ポンプの修繕費を支出してございます。

続きまして、ナンバー12、道の駅指定管理費、こちら、予算現額は2,617万6,000円、支出済額は2,617万2,935円で、執行率は100%でございます。事業内容につきましては記載のとおりでございます。

引き続きまして、特別会計、土地造成事業につ

きまして引き続き御説明をさせていただきます。

ナンバー1、こちらは土地造成事業の造成地販売管理費で、予算現額は10万円、支出額は3万3,000円で、執行率は33%でございます。事業内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2、こちら、事業名は予備費、予算額は90万円で、予備費充用はございませんでしたので、執行率はゼロ%となっております。

次に、様式2、令和元年度予算流用及び予備費充用の状況でございますが、こちらは負担金、補助及び交付金に24万7,000円を予備費より充用してございます。先ほど御説明いたしましたとおり、こちらは新型コロナウイルス感染症関連の商工業経営安定資金融資保証補助金の不足による予備費充用でございます。

引き続きまして、特別委員会より追加要求資料として示された資料の御説明をさせていただきます。商工観光課所管分でございます。A3の横の資料になります。

めくっていただきまして、契約金額130万円以上のその他の契約の状況、ナンバー1、業務の名称は、七飯町プレミアム付商品券事業システム改修等業務で、契約者名、選考業者名は株式会社エイチ・アイ・ディになります。契約金額は245万4,732円でございます。

次に、業務の名称は、七飯町プレミアム付商品券販売業務で、契約者、選考業者ともに七飯町商工会でございます。契約金額は149万1,178円及び商品券販売1冊ごとに金59円といたしまして、実績に基づきまして、支出額は230万7,502円でございます。

次に、業務、ふるさと納税返礼品でございます。大沼ビール350ミリリットル12本詰め合わせ、こちらは契約者名、選考業者名、ともに株式会社ブロイハウス大沼、単価契約といたしまして、1セット5,940円、さらに消費税増税後につきましては、6,050円といたしまして、総額として247万4,560円を支出しているところでございます。

続きまして、ナンバー2にまいります。

業務の名称は、ふるさと納税返礼品で、1泊2

食ペア宿泊券スタンダードツイン、契約者名、選考業者名はともに鶴雅観光開発株式会社、こちら単価契約でございます、1セット当たり5万円、消費税増税後は5万926円で、総額は167万9,632円を支出してございます。

次に、業務は七飯町観光ガイド整備事業委託業務で、契約者名、選考業者名ともに一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会で、契約金額は149万3,300円となっております。

次に、町単独補助金の内訳及び金額につきましてです。

補助金は、高齢者労働能力活用事業補助金で、交付先は七飯町シルバー人材センター、金額は880万円です。

次に、七飯町商工業経営安定資金信用保証料補給金で、交付先は有限会社田中清掃、金額は2万7,225円です。

次に、雇用創出補助金で、交付先は株式会社ジェイデバイス、金額は1,940万円です。

次に、商工業振興事業費補助金で、交付先は七飯町商工会、金額は650万円です。

次に、第10回ななえ赤松街道納涼祭事業補助金で、交付先は七飯町商工会、金額は250万円です。

次に、七飯町商工業経営安定資金信用保証料補給金で、交付先は有限会社七飯ガスナカガワ、金額は5万7,750円です。

次に、第110回大沼湖水祭り補助金で、交付先は七飯大沼国際観光コンベンション協会、300万円を支出してございます。

引き続き、一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会運営補助金で、同団体に300万円を支出してございます。

次、ナンバー2です。

2件、七飯町商工業経営安定資金信用保証料補給金で、交付先は松栄建設株式会社及び有限会社昭和運輸、それぞれ1万1,250円と2万8,750円を支出してございます。

次に、第8回大沼ハロウィンナイト・アンド・紅葉ライトアップクルーズ事業で、交付先は一般社団法人ぐるり道南観光推進協議会で、50万円を支出してございます。

次に、七飯町物産グルメ発表会事業補助金で、交付先は七飯町商工会、金額は20万円です。

次に、特産品PR等事業補助金で、交付先は七飯町商工会、40万円を支出してございます。

次に、4件ございます。七飯町商工業経営安定資金信用保証料補給金で、交付先、有限会社庭田工業、金額は6万1,875円。同様に、株式会社ヒラタ設備、5万490円。ブルーアイズ、

に8万850円、アカサカ・フォー・ヘア、に8万6,130円を支出してございます。

次に、七飯町商工業経営安定資金利子補給金、令和元年度上期分です。交付先は有限会社篠田商会ほか39件で、総額17万6,564円を支出してございます。

次、ナンバー3になります。

こちら同様の補給金でございまして、交付先は有限会社かけがわほか4件、金額は総額2万9,645円です。

続きまして、8件ございます。

七飯町商工業経営安定資金信用保証料補給金で、交付先は株式会社羽衣運輸、1万6,666円。

奴寿司、10万円。

松栄建設株式会社、1万1,250円。

松江エンジニアリング株式会社、7万2,600円。

有限会社昭和運輸、2万8,750円。

料理こにし、2万2,275円。

有限会社道新原子販売所、7,200円。

株式会社工房蕎麦小屋、10万円の支出となっております。

続きまして、令和元年度労働者福祉安定事業補助金で、交付先は連合北海道七飯地区連合会、金額は36万円でございます。

続きまして、ナンバー4になります。

こちら、2件ございます。

七飯町商工業経営安定資金信用保証料補給金で、交付先は有限会社金見電器で6万1,875円。

有限会社かわじり生花店で10万円となっております。

次に、七飯町商工業経営安定資金利子補給金、令和元年度下期分で、交付先は、有限会社篠田商会ほか50件、総額で22万8,798円を支出してございます。

次に、七飯町商工業経営安定資金信用保証料補給金で、交付先は、日通ガスサポート株式会社、金額は6万1,875円でございます。

次のページになります。

こちら、任意様式でございまして、土地貸付収入、建物貸付収入の内訳金額、面積でございます。商工観光課所管分では、一般会計につきましては、土地の貸し付けで、峠下379の3、面積2,000平米、金額は123万1,920円、目的は事業用敷地でございます。

次に、土地造成事業特別会計になりますが、土地の貸し付けで、場所は字峠下70の19で、984.04平方メートル、金額は8万1,120円、事業目的は事業用敷地でございます。

次に、A4の縦の追加要求資料、商工観光課所管分でございます。

こちらには、道の駅なないろななえの指定管理者の決算書の写し及び男爵ラウンジの土地に係る町との契約書の写し、それと、ふるさと納税の過去5年間の推移、返礼品の内容につきまして提出をさせていただきました。

ふるさと納税の過去5年間の推移、返礼品の内容につきましては、上段に寄附件数及び寄附金額を過去5年間のグラフであらわしたものでございます。なお、平成30年度につきましては、皆様御存じのとおり、総務省によりますふるさと納税のルールが厳格に適用されてございます。11月以降からそのルールにのっとりふるさと納税事業を実行してございます。下の表につきましては、寄附件数と寄附金額、それから、それぞれの納税サイト、備考にはそれぞれの人気のある商品を表示させていただいてございます。

次に、同様に、追加要求資料で、商工観光課所管分でございます。もう1枚、別葉のA4縦の資料になってございます。

ふるさと納税寄附金額単価構成比でございます。過去2年分です。令和元年度分と平成30年度分を記載させていただいてございます。

なお、昨日、追加要求資料の提出が求められてございました峠下地区、中島地区の企業誘致を予定している土地の一覧につきましては、現在、町が保有している空き分譲地等がございますので、現在、企業誘致等の土地に関しましては、民間の土地等の斡旋に取り組んでございますので、提出できる資料がございますので、御了承願いたいと思います。

また、観光パンフレット、ガイドマップにつきましては、左前方のほうに設置をしてございますので、御覧いただきたいと思います。

商工観光課からの説明は以上でございます。

**○長谷川委員長** ありがとうございます。

それでは、10分間休憩しまして、11時20分から再開します。

午前11時11分 休憩

午前11時21分 再開

**○長谷川委員長** それでは、引き続き再開いたします。

これより質疑を行います。

上野委員。

**○上野委員** 2点ほど、ちょっとお伺いします。

ナンバー4なのですけれども、商工業経営安定資金貸付金、これが3,500万円用意されたわけなのですけれども、コロナ関係の事業者に対しての貸付金だということなのですけれども、利用状況についてお伺いしたいと思います。

それから、2点目なのですけれども、ふるさと納税のところで、国の指示で返礼品の内容が変わったということなのですけれども、2万円以下の寄附が非常に多いという状況になっておりますけれども、このふるさと納税の返礼品の関係で、ふるさとチョイスというような形のセットのものがあつたと思いますけれども、2万円以下に関してはどのような内容の返礼品が用意されているのか、幾つか例があつて、選択できるようになっているのかどうかとか、その辺についてちょっとお伺いします。

2点、お願いします。

**○長谷川委員長** 課長。

**○福川商工観光課長** まず、融資制度の利用状況

ということでございますが、令和元年度につきましては19件の利用がございまして、総融資額で7,070万円分を融資、実行してございます。特に新型コロナウイルスの影響とされます、おむね令和2年の2月以降につきましては6件の利用がございました。利用状況につきましてはこのような状況になってございます。

それから、ふるさと納税の件数の違いでございます。特に平成30年度等につきましては、2万円以下のところはかなり件数が集中してございますが、これはいわゆる返礼品の総務省の改定前の部分で、七飯町に事業所をお持ちであったところの海産物等が非常に多く取り扱われた、選ばれていたというところで、このような件数の形になってございます。逆に令和元年度につきましては3割ということがきちっと定められましたので、どちらかというところ2万円の価格帯、非常に選びやすいところではあるのですが、こちらも多いところでありまして、20万円以上というところにつきましても、非常に件数が多くなっているということで、七飯町へのふるさと納税、寄附いただく方におかれましては2極化しているというような形で見てとれると思います。

以上でございます。

**○長谷川委員長** 上野委員。

**○上野委員** まず、最初の商工業関係で、19件、7,700万円と言いましたでしょうか。それをちょっと確認と、これは予算が3,500万円という形で組んだわけなのですけれども、それはどうということになったのかということが1点です。それから、令和2年では6件、これは金額的には幾らになったのか、再度、ちょっとお伺いします。

それから、ふるさと納税のほうなのですけれども、令和元年、2万円以下、平成30年は非常に2万円以下が多かったけれども、令和元年には二極化してきたということなのですけれども、返礼品については、それぞれ20万円以上と2万円あたりのところはどんな内容だったのか、ちょっともう一度お願いします。

**○長谷川委員長** 課長。

**○福川商工観光課長** まず、融資制度の実行金額

は7,070万円になります。この制度自体は、先ほどの町の融資用の貸付金のおおむね4倍を融資実行していただきたいというような仕組みになってございますので、このような金額になってございます。

それから、2月以降の貸し付け実行分につきましては、2,000万円が実行されているところでございます。

それから、ふるさと納税の寄附金額でどのようなものがあるのかということでございますが、例えば2万円以下ということで、代表的なところを上げますと、地ビール、それからソフトクリームセットやヨーグルトチーズセット、七飯町に工場がございます清涼飲料水のセット等が上げられます。そのほかにも、農産物でトウモロコシにつきましても2万円以下の金額設定をしているところでございます。そのほか、ブランドのシイタケセットとか、そういったところもその商品の価格帯のラインナップがございました。

逆に、高額な寄附金額になりますものにつきましては、例えばホテルの宿泊券が代表的なものになってございます。そのほか、大沼の牛肉ブロックといったものも高額商品に設定してございます。

以上でございます。

**○長谷川委員長** 上野委員。

**○上野委員** 今、返礼品の件、お伺いしましたけれども、余り地元の特産品といたしますか、そういう感じがしないような内容があったのですけれども、例えば七飯町の特産品ということでいえば、例えばリンゴとか、そういう農産品、それから、牛肉関係、それから牛肉の加工品だとか、そういったものをもっと打ち出す必要もあるのではないかと思います。その辺についてはどうお考えなのでしょうか。

**○長谷川委員長** 課長。

**○福川商工観光課長** 先ほど御答弁申し上げたものは主なものをラインナップさせていただきました。当然、そのほか、今お話にございましたような特産品等も取り扱ってございます。例えばリンゴにつきましては、こちらは農産物で、季節のものでございますので、その季節になりましたらそ

ういったものをPRして、例えばふるさと納税サイトに上げるとか、そういった取り組みをしているところでございます。そのほか、七飯町のふるさと納税返礼品につきましては、大体50品目以上の商品を構成してございます。今もいろいろな事業者等と商品の設定について詰めているところでございます。今後もこういったものをどんどん開発して、広くニーズに応えられるようにしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○長谷川委員長** よろしいですか。

ほかに。

中島委員。

**○中島委員** それでは、ふるさと納税についてちょっとお伺いしたいと思うのですけれども、ふるさと納税の税収額というのですか、これはこの表を見ますと、令和元年度は4,200万円強ぐらいの収入額があるわけですが、これは返礼品を返すと半分ぐらいに減ってしまうのかなというふうな気がしますが、非常に少ないので、ちょっとこれが毎年下がってきているというのが非常に残念な状況なのですけれども、努力はしていると思うのですけれども、依然、やはりよその自治体と比較しましても、木古内とか森だとか小さいまちと、七飯町の2万8,000人の人口の規模からして、非常にやはり金額的にも少ないし、非常にやはり残念な状況というのはもう目に見えているところなのですけれども、課長の考え方をちょっとお聞きしたいのですけれども、この伸びない理由、なぜなのか、どこに原因があるのか、やり方が悪いのか、その辺をちょっと課長の考え方もお聞きしたいと思いますし、やはり七飯町単独でいろいろ考えてやっていると思うのですけれども、やはりこういうことになってきますと、やはり他町村のこともちょっと勉強するなり、また、専門家を招いて勉強会をすとか、そういうこともやられていないのか、非常にやはり残念でならないのです。やはりもうちょっとうちの七飯町という規模からして、やはりどこから見ても残念な状況であるということは間違いのないわけですから、その原因、一生懸命やっている

と思いますけれども、担当課長としてどういうふう  
に考えておられるのか、将来どういうふう  
に持っていきたいのか、その辺、ちょっとお聞きし  
たいと思いますけれども。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 先ほど提出いたしました追加資料につきましてもおっしゃるとおりのところが  
ございます。例えば、平成29年度につきま  
しては、先ほど御説明いたしました町内に進出いた  
だいた業者の取り扱い商品、海のものも山のもの  
も、こういったものを商品ラインナップしたとこ  
ろ、おおむね8,050万円とあるふるさと納税  
金額の約半分をそちらが占めるといったような状  
況でございました。それが平成30年の11月  
に、先ほどお話いたしました総務省の厳格なルー  
ルを適用されました。それに伴い、そういった事  
業者の提供している商品が特産品と認められなく  
なったということで、こちらを選ばれた方々の  
ニーズがすっぱりとなくなってしまったというこ  
とがまずこのグラフに考えられるところでござい  
ます。引き続き令和元年度につきましても、その  
ルール適用下で若干下がってしまったというところ  
で、私のちょっと力不足も非常にあると考えて  
ございます。

当然、町としましては、ふるさと納税につい  
て、より多くの方々に御満足いただけるように、  
商品のラインナップを拡充していくという取り組  
みは常日ごろ行っているところでございまして、  
また、新たに、七飯町の大沼国定公園を有してご  
ざいますので、体験型のふるさと納税返礼品、そ  
ういったものに現在取り組んでいるところでござ  
います。また、いろいろ新聞等でも出ていますが、  
異業種と言ったらあれなのですけれども、百  
貨店だとか、そういったところが新たにふるさと  
納税のサイトを立ち上げるとか、そういった取り  
組みもしているところがございます。

今、七飯町のほうで取り扱っているのは、ふる  
さとチョイスから始まりまして、さとふると、そ  
のほか直接納付という方法もございますが、こう  
いった2大サイトを利用させていただいてござい  
ます。それで、このサイト等を見ましても、それ  
ぞれ見えてきているのが、それぞれのサイトを利

用する方々、顧客がいらっしゃるということ  
です。ですから、そのほかにも大きなふるさと納税  
サイトというものがございますので、こういった  
ところに新たに加入をして、そういったところの  
顧客の方々に七飯町のふるさと納税を見てもら  
うというようなことで、少しでも多くの方々に七飯  
町を知っていただいて、ぜひふるさと納税にと  
いうことで取り組んでまいりたいと考えてござい  
ます。

こういった取り組みを地道に進めながら、それ  
から、町内の事業者さんとも連携して、新たな魅  
力ある商品づくりに取り組んでいかなければなら  
ないと考えてございますので、御理解のほどよろ  
しくお願いいたします。

○長谷川委員長 中島委員。

○中島委員 いずれにしましても、このふるさと  
納税もやはり七飯町の大事な財源確保の一つであ  
りますので、しっかりこれからもやっていただき  
たいというふうに思います。

それと、ふるさと納税の納税額の活用方法、い  
ろいろな形で使われると思うのですけれども、大  
体今、4,200万円ぐらいの金額がありますけ  
れども、実質を見たら1,800万円か2,000  
万円ぐらいのお金しか使えないのかなというよう  
な気がしますが、その活用方法について  
ちょっとお聞きしたいのですけれども、今、七つ  
か八つぐらいの項目、事業に分けて使われてい  
ると思うのですよ。一つは、町長が認める公益的  
な事業といえますか、そういうものに大体350  
万円から使われていると。それとまた、子供の健  
全育成を図る事業に大体500万円ぐらい使われ  
ていると。それとまた、健康、福祉、医療の関  
係には550万円ぐらい使われているというよう  
なことですけれども、それをもっと細かく具体的  
に、例えば町長の認める公益的な事業、340  
万円使っていますけれども、この内容についてち  
ょっと教えていただけませんか。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 ただいまの御質問でござ  
います。まず、ふるさと納税の七飯町の窓口とい  
ましては、私ども商工観光課ということになっ  
てございます。しかし、これを財源として活用、

実際にその事業に充てていくというような、そういった確保された財源の活用につきましては、また別の担当、例えば財政なり、そういったところで担当してございますので、その詳細につきましては、ちょっと今、御答弁申し上げることはできませんが、ふるさと納税を七飯町にしている皆様、ぜひ七飯町の、例えば子育ての事業に使ってほしいとか、福祉の事業にとりか、商工業の振興にだとか、そういったことを選んで、自由度を持った形で、いろいろな角度で七飯町の支援をしていただいてというようなことが趣旨でございますので、このいろいろな事業、七飯町でやっている事業、さまざまございますが、ちょっと大枠に見えるかもしれませんが、それぞれの行政分野への支援を選んでいただくというような選択肢と考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○長谷川委員長 中島委員。

○中島委員 確かに活用方法については各課にわたって幅広く使われているのは、七つぐらいに分かれていますから、例えば、今言ったように健康福祉だとか、学童、文化、また、芸術、スポーツ、そういうものにも使われていますし、また、まちづくり、地域づくりですか、そういうものにも使われている、また、子供の健全化の育成にも使われている、また、観光レクリエーション、そういうほうにもこういうふるさと納税が使われていると。国際交流、地域交流、そういうものにも相当な額が使われているということで、やはりもっともっと幅広く使われたらいいことだと思いますけれども、それでいくと、商工観光事業として使われている事業は、このふるさと納税にはないということでしょうか。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 今定例会で提出されてございます令和元年度決算参考資料の中の61ページに、行政実績といたしまして、ふるさと納税の実績、使途の状況というものを載せさせていただいております。先ほどお話しされたとおり、寄附の使途の項目を七つほど設定してございます。これらの中に充当事業名等と右の欄に書かれてございますが、これはいわゆる代表的な例を指したもので

でございますので、観光レクリエーションの振興、こちらが商工観光分野に充てられる部分でございます。そのほかにも、地域づくりの増進とか、こういったものも一部商工振興系につながる場所もあると考えてございます。個々具体的事業については掲示をしてございませんが、こういった七つの大枠の中で使途を自由に選んでいただいてというような制度で進めてございますので、御理解願います。

○長谷川委員長 ほかにございますか。

畑中委員。

○畑中委員 共通様式のナンバー2なのですが、労働費の中の事業が労働金庫貸付金元利収入となっていますけれども、3,000万円、これの実態というのがどうなのでしょう。例えば、これはあくまでも借りる人というのは労働者だろうと思うのですが、例えばこれは労働者だけに限っているのか。それとも一つは、この預託先の金融機関、こういったものはどこなのか。それから、貸し付けに当たっては、全く預託先の金融機関に任せているものか、その判断。例えば、この方には貸してはいけないだとかどうかという判断、そういったものは任せているのかどうか。

それから、この貸付金の事業というのについては、国の制度か何かで決まっているものかどうか、その点も分からないものですから、お願いします。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 まず、こちらの貸付金、これはいわゆる労働金庫に対して預託をしているものでございます。労働金庫自体は、大体大まかにお話ししますと、労働者、勤労者のための金融機関ということで、そういった方々の生活の支援とか、例えば家を建てるですとか、そういった資金需要に応じていくというのが大きな役割の一つでございます。この貸し付けの実行につきましては、そういった金融機関それぞれできちっと貸し付けの基準等、審査を行って実行しております、直接七飯町が携わるというところはございません。ただし、この預託金が、その目的、労働者、勤労者の皆様の福祉の向上に役立つように、



その目的を確認しながら、金融機関と毎年契約を行っているという形をとってございます。

国の制度かというようなお話なのですけれども、これは国の制度とか、そういった枠組みではなくて、あくまで地方公共団体として、そういった目的を達成するために、地域の金融機関と協力してこの事業をやっているということで御理解願います。

○長谷川委員長 畑中委員。

○畑中委員 これ、年間どの程度の利用というのでしょうか、そういったものか毎年あるものなのですか。その年によって若干違うのではないかと思うのですけれども。

それから、もう一つは、たしか労働金庫という、函館の千代台かな、どこかだったと思うのですけれども、何かしら非常に不便だなという感じはするのですけれども、この地元の金融機関では預託するというような、そういったものはできないものかどうか、再度。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 まず、労働金庫の活用、この制度の活用状況についてなのですけれども、これは融資が実行されれば長期にわたって返済とか、そういったこともございますので、その時点、時点の残高と件数をちょっと御報告したいと思います。これについては、今会計年度ではないのですが、前年度、平成30年度になるのですけれども、33億8,184万5,865円の残高に対しまして、件数が511件。さらにその前、平成29年度につきましては、31億6,303万1,287円で498件。おおむね500件前後の中で推移をしてきているところでございます。

それから、労働金庫、おっしゃるとおり、この管内で函館ということになってしまうのですけれども、それ以外の、例えばこちらの共通様式でお示しましたところのナンバー4に、商工業経営安定支援事業費というところがございます。ここに金融機関に対しての経営安定資金の貸付金としまして3,500万円を拠出しまして、これをもとにそういった融資をしてくださいということでやってございます。これらは3行、三つの金融機関に分けて貸し付けを実行してまして、道南う

み街信用金庫、それから、渡島信用金庫、それぞれ七飯町内の支店、それと、みちのく銀行のききょう支店、この3行に対してこの貸付金を出していますので、そちらを利用いただければ、そういった経営安定資金とか、そういった需要に応えていけるということでやってございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 畑中委員。

○畑中委員 今お話聞いてみると、毎年、三十億円ですか、そういった貸し付け残高があるということは、非常に利用されているのだなということが分かるし、ただ、この場合、労働者のために、特別利息等について、町のほうで幾らか支援するというような形をとっているものかどうか、それを最後にお聞きします。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 この個々人の労働金庫の貸し付け等は、ローンとか、そういったものにも活用いただけるものでして、七飯町ではこういったところの利子補給とか、そういった支援は行っていない形になります。

ただし、先ほど御答弁いたしました商工業経営安定資金、こちらのほうは利子補給、通常であれば0.5%以内で利子を補給します。それから、契約保証料につきましても、10万円を限度に補給をしていくというような制度で、町内の商工業の振興、そういった経営の安定を目的として、利子補給等の支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 畑中委員。

○畑中委員 今質問しているのは、私、商工業の安定資金の貸付金の部分でなく、いわゆる労働者の労働金庫に対するそういった支援というのはされているのかと私は聞いたのだけれども、こっちのほう、商工業者のほうのあれを話してくださいましたけれども、要するに労働者の部分については利子補給とかそういうものはされていないということではないのですか。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 申し訳ございません、分かりづらい答弁になってございまして。

今御指摘のとおり、労働者福祉安定事業につきましては、労働金庫の原資預託金の制度を利用した、そういった融資については、七飯町として利子を補給したりだとか、そういった事業は行っていないのが現状でございます。

以上です。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

中川委員。

○中川委員 道の駅の土地の賃貸契約書のやつで、まず、単純にA3の大きいほうの土地貸し付けのやつには、単純に男爵倶楽部さんのやつで123万1,920円で、契約書では137万2,000円で、単純に1か月くらいの家賃分が減っているということなのですけれども、第2条のところに、20条に定める公正証書の作成費からというので、まず1点、この公正証書がほしいなというのと、第2条の2で、いろいろ書いているのですけれども、更新その他の期間の延長は行わないということで、満了になった場合、本契約が終了した後、直ちに本件土地に存する建物を収去して、要は返すとうたっているのですけれども、この辺についてどうなのかなと。この公正証書というのは、多分というか、これが契約になると思うので、すぐあると思うので、それを出していただいた後に、本当は話をしたかったなと思いますけれども。

○長谷川委員長 暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後0時58分 再開

○長谷川委員長 引き続き、再開いたします。

商工観光課長の答弁から始めます。

課長。

○福川商工観光課長 お時間いただきまして、資料のほうは、先ほど要求されました資料につきましては、皆さんの左手前方に設置をさせていただきましたので、御覧いただければと思います。

第2条の20年後ということで、更地にするという第2条のところの期間満了等になりましたら、建物その他を撤去して土地を返還させるという形で規定してございますが、これにつきまして

は、町の基本的な考え方で、現状復旧ということをごこの条文で表したものでございます。

答弁漏れがございましたら御指摘いただければと思います。

以上です。

○長谷川委員長 中川委員。

○中川委員 今、公正証書のほうを見て、契約が30年の4月からということだったので、今回出てきている前の年からということですかね。私、ちょっと勘違いして、この差額分というのは、単純に1か月とかというふうにならなくて勘違いしてというか、金額が大体14万円くらいだったので、1か月分が減ったのかなと単純に思ってしまったのですけれども、そこは違うということですよ。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 提出しました契約書に記載の金額137万2,000円につきましては、初年度の契約金額でございます。しかしながら、実際は、事務手続等に日にちを要しまして、資料、契約書の日付は4月26日付となっておりますので、これにつきましては日割り計算をさせていただきます。そして3月までの分を合計しますと127万8,027円が平成30年度に歳入されてございます。そして、今年度の決算の歳入金額につきましては、この第2項にございまして、固定資産税の評価替えの影響を受けたものですから、それに基づいて再計算した結果、金額が決算額のように変更になっているということで、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに。

平松委員。

○平松委員 ダンシャクラウンジとの契約書のことでもちょっとお聞きをしたいのですけれども、裏に温浴施設ができるという、前に資料をいただいたときに、ダンシャクラウンジが町から借地をしている土地の中を通り抜けられるようになっていくと思うのですけれども、もし違ったら言ってください。借地の中を通すという前提では契約書ができていないので、これを読んでいくと、全部、

乙は、甲はとあるのですけれども、乙のほうに対して、町のほうから、甲のほうから、いろいろ条件をつけているのですけれども、町のほうで、この貸した土地に対して、もし通行するのであれば、契約書を書き直すか何かしなければだめなことになるのではないかなと思ったのですが、ちょっとその説明をお願いしたいと思います。

○長谷川委員長 部長。

○青山経済部長 それでは、平松委員の質問にお答えいたします。

まず、この借地の部分は、計画上は含まれておりませんので、新たにその部分を契約でし直すということはないですので、あくまで借地の部分を外れているということで御理解ください。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

上野委員。

○上野委員 ナンバー2、これは予備費として90万円予定していたのが、流通団地の販売管理に関わる予備費ということで予定していたのが、使用しなくなったということなのですが、これはコロナ関係が発生したから販売もできないということでこうなったのかどうか、その辺についての状況をちょっとお願いします。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 御指摘のところは、土地造成事業の特別会計の予備費の記載事項だと思いますが、この予備費については、従来から100万円程度の形式収支で予算を組んでございまして、結果、予備費に90万円を予算計上してございまして、コロナウイルス等に関連して予備費を活用できなかったということではなくて、予算の組み方としてこのような金額を計上させていただいているということで御理解いただきたいと思います。

また、峠下の団地につきましては、現在、一部借地として利用、貸し付けをしているところ以外は、全てが販売完了してございますので、こちらの借地につきましても、10年以内に購入をするという前提で貸し付けを行っておりますので、その期間内に売却を完了したいというふうに考えてございますので、御理解願います。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 今、残ったのは一部借地の部分だということなのですが、何件それはあるのでしょうか。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 1件でございます。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

横田委員。

○横田委員 決算書の一般の37ページの寄附金の商工費の寄附金で100万円とあるのですけれども、これは何なのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、一般共通様式のナンバー8で、企業誘致の推進ということでやっているのですけれども、これは大きい負担金だとか補助金については動いているのですけれども、実際にはみずから自分たちのほうで動いたというようなものはないということでしょうか。たしかそういう誘致の委員会とかというのが前にあったような気がするのだけれども、今はそれはないということか。

それから、町の単独の補助金のナンバー3の一番下に、令和元年度労働者福祉安定事業補助金36万円、連合に出しているのですけれども、これというのはどういう補助金、運営補助金だとか何とかといろいろあると思うのですけれども、これは何に該当するのかお教えいただきたいと思っております。

それから、特別会計の土地は質問していいのですか。

○長谷川委員長 特別会計ね。

○横田委員 土地貸付収入、建物貸付収入の内訳金額、面積の中にある土地貸し付け収入の2番目に、モリチさんが8万1,120円、土地を借りているよというのがあるのですけれども、前にモリチさんが借りたときに、何年かたったら買い取りしますよという、そういうのがあったような気がするのだけれども、それはいつの話だったのかというのが分かったらお教えいただきたいと思っております。

それから、先ほどと同じ男爵倶楽部の土地の貸付金のやつですけれども、一番最初に公募をやっ

たときに、土地の賃貸契約のときはあくまでもこの第20条に定める公正証書作成日から29年11か月とするというふうになっているのか、最初の条件は、公募のときの条件はどうだったのかというのをちょっと教えていただきたいと思う。

それから、第4条の貸付料の4の2の固定資産税の評価額の出し方というのは、もともと町の部分については固定資産税の出し方というのではないと思うのだけれども、どういう方法でこれを出したのかというのを教えていただきたいと思います。

以上です。

**○長谷川委員長** 課長。

**○福川商工観光課長** 答弁漏れございましたら御指摘をお願いしたいと思います。

まず、商工費の寄附金100万円については、こちらは七飯町振興公社、道の駅の指定管理者からの寄附でございます。

企業誘致の事業の関係なのですが、企業誘致の委員会は、現在のところ解散してございます。そして、こちらの事業費の中で、町が実際に活動している事業費、町から働きかけている事業費があるのかということですが、このうちで一般食糧費に関しまして、東京で行われております日経エクステックエキスポ2019の商談会に参加しまして、七飯町の企業立地のPRをしてきているところでございます。

それから、連合に対する補助金で、労働者福祉安定事業補助金ですが、これは連合北海道のところでいろいろな労働者の就業相談とか、そういった事業、それから、レクリエーション等の事業を実施していただいている部分、それから、連合北海道の事務所設置分の光熱水費とか、そういった費用を補助対象としているものでございます。

それから、追加提出の様式にございます土地の貸付収入のうちの土地造成事業の特別会計の部分のモリチクリーニングの件でございますが、ちょっと申し訳ございません、手元に資料がないのですが、平成27年度だったと記憶してございます。それから10年以内に購入をしていただくというような考え方でおります。

それと、もう1件、ダンシャクラウンジの公募

の29年11か月というところの表示は、公募要件にうたわれていたかという点につきましては、ちょっと今、手元に資料がなくて、御答弁できませんので、後ほどちょっとお時間をいただいて御答弁させていただきたいと思います。

それから、固定資産の評価替えの関連に関する貸付料の変更なのですが、これは公共用地、町有地ということではなくて、近傍の用地の評価額を基本として算定をしているものでございます。

以上でございます。

**○長谷川委員長** 横田委員。

**○横田委員** 反対に、今の固定資産税の出し方ですけれども、近郊の土地といっても、あのそばにあるというのは、例えばラーメン屋だとか、その向かいのあれをいうのですか、今休んでいる昆布館だとかというのを言っているのか。

それから、道の駅の指定管理をやっているところが100万円の寄附金を出しましたよというのがあるのですけれども、これは町に戻すということは、指定管理料が多かったという、そういう見方をしてもいいのか。

それから、決算書を見せていただくと、損益計算書と貸借対照表だけではちょっと分からない部分はあるのですけれども、一般管理費だとか、販売費だとかというところを入れていただければちゃんとしたものが言えるのですけれども、その中で、これだけの利益を出すということは、かなり数字が落ちているに関わらず、これだけの利益を出していくということは、ちょっと甘い数字の指定管理料でないのかというふうに思うのか、そういうふうにするのがいいのか、それとも、例えば出店手数料とかテナントの収入とかあるのだけれども、その割合を、例えば今の、たしか15%とっていたというけれども、そこを反対に下げていただいて、それで七飯の町民が買いやすくしてあげるとか、それから。生産者が売りやすくしてあげるとか、そういうことを考えることはないのかどうか。

さっきのモリチさんのやつは、平成27年から10年間ということで、10年でいいですね。ちょっとはつきり聞こえなかったけれども、10年でいいのか。

それから、連合北海道に対する36万円のやつというのは、途中で事務局が変わったりしているけれども、それでも36万円という数字というのは今年も続けているのかなと、ちょっと私も予算書がないものですから、ちょっと分からないので教えていただきたい。できましたら、その36万円の内訳、こういう目的でこう使うからというのは、多分、連合さんのほうから上がっていると思うのですけれども、それが分かったら出していきたいなと思います。

それから、企業誘致の商談会があったと。これは1回分なのかどうか。

以上です。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 まず、固定資産の関係の土地の貸付料の算定の基礎になるものがございますが、先ほどの御答弁、不足してございまして、路線価を参考とさせていただいて評価をしているところでございます。

それから、道の駅の指定管理者からの寄附の関係でございます。こちらの寄附については、道の駅の場合は道の駅の施設の管理業務と、自主事業というところを2本立てで考えてございます。特に自主事業につきましては、指定管理者が自分の考え方というか、そういった努力によって展開をしていく事業でございまして、管理部門の指定管理料が多かったから100万円という考え方ではなくて、自主事業と合わせて、総体の中で100万円を七飯町に寄附できたということで認識をしてございます。

ただし、今お話にあったように、例えばこの100万円を寄附という形ではなくて、例えば直売部分の手数料を下げる、これによって新たに参入しやすくするとか、道の駅に関連して参加していただいている事業者なり、そういった方々に還元するというのも一つの考え方だと考えております。これらについては、当然、指定管理者に任せるといったことだけではなくて、町としてもそういった声があるということも含めて、一緒になって連携して対応していきたいと考えています。

それと、企業誘致の旅費のところなのですが、こちらについては、1回分、10月8日から10

月10日までの2泊3日の行程で支出をしているということで御理解をお願いいたします。

連合の補助の内訳につきましては、今、手元に資料がございませんので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○長谷川委員長 横田委員、追加の資料は後日でよろしいのですか、それとも、休憩して今そろえますか。後日でよろしいですか。

横田委員。

○横田委員 道の駅ですけれども、それが、例えば自主事業なのか、それとも町のもう一つ何か事業と言いますよね。二つの事業で成り立っているということなのだったら、少なくとも我々には、それは多分、そこのやっている一般社団のところは、自主事業が幾らで、それ以外の事業は幾らで、こういうような利益が出たよというものが出してきていると思うのですよね。そういうデータだったら私たちも見られるけれども、この決算書というのは、たった損益とあれしかないという中身の中で、見てくれといってもなかなか厳しい部分があるので、もしそれがあつたら、やっぱりこれは急いでお願いしたいなというふうに思います、資料として、あるのだったら。

○長谷川委員長 休憩しますか。

暫時休憩いたします。

午後 1時21分 休憩

午後 1時55分 再開

○長谷川委員長 引き続き、再開いたします。

商工観光課長の答弁から入ります。

課長。

○福川商工観光課長 貴重なお時間を費やしてしまいまして大変申しわけございませんでした。

今、資料要求に基づきまして、2件、提出をさせていただきました。

まず1件は、連合北海道への補助ということで、その内訳ということでしたので、直近の連合北海道七飯地区連合会の決算書をお持ちいたしました。これらが対象事業費ということでお考えいただきたいと思っております。

それと、もう1件、道の駅の部分で、自主事業と施設の維持管理の事業ということで、大きく2

本で考えているということで、これは令和元年度の指定管理者の収支決算報告書でございます。こちらは、収入のところが指定管理料と、その他、自主事業等に基づく収入が記載されてございます。下のほう、歳出につきましては、上段、施設維持管理費に係る内訳、そして、下段が自主事業の実施経費に係る内訳となっております。

御説明は以上でございます。

○長谷川委員長 横田委員。

○横田委員 連合さんのやつを見ると、今年度は、これは10月1日は9月30日で見るとですね。ということは、去年の9月時点の決算書ということですよ。それでもすごい、半分以上は利益が出ているという形ですけれども、私は何を聞きたかったかという、前に言った、例えば家賃も入っているよと言ったので、前にいたところの本町のところの土地、建物のところにいたのと、それから、途中で移ってしまって、今、大中山の町が所有する土地のほうに移っている。そのときに家賃がかかっているのかかかっていないのかというのは分からないのですけれども、そうした場合には、家賃がかかっていなければ、当然、36万円というのは変わっていくのかなというのはあるので、それを聞きたかった。それが1点。

それから、これはあくまでも指定管理の部分ですよというのですけれども、この決算書の収支の一番下の数字の963万9,488円は、先ほどいただいた損益計算書の当期の純利益と同じ数字ですよ。こういうことはあり得るのですか。この数字が正しいのだったら、今、全部ソロバン動かさないと困ってくるのだよね。だって、今日の朝いただいた七飯振興公社の損益計算書の当期純利益金額とまるっきり同じなのです。どうなのですか、これ。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 まず、連合の関係でございます。こちらは、ちょっと連合の決算期が半年ずれている関係で、ちょっと助成金等の表示に不都合がございますが、この会計年度は、移動した当初の会計年度になりまして、ちょっと実際の形を見なければ、今後の金額の確認ができないということでございましたので、このような形になって

ございます。

そして、実際に今年度の予算執行につきましては、この状況を踏まえて、当然、多額な補助金になるということもないように、調整をさせていただいて、協議をさせていただいた上で、予算の範囲内で補助金を執行してまいりたいと考えてございます。

もう1件、収支の決算報告書と公社の決算書の写しと収支が一致するというのでございますが、当然、このような形で数字がそれぞれリンクしているというような考え方で、私ども、これを収支報告書として受理をさせていただいたということでございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○長谷川委員長 横田委員。

○横田委員 この数字が正確なものですよということで私たちはやらせていただくというのだったら、これを正しいというものにしたならば、この一番最後の数字というのは、少なくとも税引き前の当期の利益だと思うのですよね。ということになれば、1,143万6,088円からこの金額を引いたものが、自主事業はたった200万円しか利益を出さなかったということではないのですか。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 報告書に基づきまして、この資料を確認した場合は、そのような結果になると考えてございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 横田委員。

○横田委員 これ以上やっても押し問答になると思うのですけれども、この決算書をいただいた数字を見ると、売り上げのほかにテナント収入とか出店手数料だとか、最後のほうに雑収入で320万円とかと上がってくる。この中身についてはきちっと見ないと分からないのですけれども、これだけのものは、自分たちの自主事業、こんなにいろいろなものが出ていながら、それでたった200万円程度しか計上利益というのですか、税引き前利益というのですか、それが無いと言っているのか、ちょっとバランスがとれないのではないのかと思うのですよね。

それと、もう1点は、それだけあるのだった

ら、先ほどのやっぱり100万円の寄附というのは、やっぱりこれは多くいただいたからお返ししますという意味以外に捉えられない内容ですよ。ということ、少なくともおたくたちの出している指定管理料の数字というのは甘いということになるのではないのかと思うのですけれども、その点、お願いします。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 今、御質問、御指摘のございました件、そのお話にももっとも部分のございます。指定管理料につきましては、債務負担行為で複数年度にまたがって限度額を設定しているものでございますが、皆さんのそういった御指摘の部分もございますので、重々、指定管理料については適正な金額で毎年度契約して、協定しているように、協議を続けさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 横田委員。

○横田委員 部長、どうなのですか。

○長谷川委員長 経済部長。

○青山経済部長 それでは、課長のほうからも答弁ありましたけれども、指定管理料の積算、甘いのではなからうかというような御指摘だと思えます。そこにつきましては、ある程度基準というものがございますので、そういうものを運用しながら、町としても根拠なく積算しているわけではございませんので、経過を踏まえて、ここ2年、やっております。今回は予期しない新型コロナウイルスということもございますので、社会情勢上、今後も変化があるということもございまして、課長の言ったとおり、その積算について、本来、もうちょっと絞ってもいいのではないかと、いう部分があれば、再度検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○長谷川委員長 よろしいですか。

次、質疑ある方。

若山委員。

○若山委員 何点か質問あるので、まず、形式、共通様式のナンバー6のところのふるさと納税に関してですけれども、これに関して、特定財源が多いとか少ないとか、あるいは総務課長などは

もっとこれを増やすのだということで力説されておりましてけれども、僕としては、ものにつられて寄附するという人の態度について、余り好ましく思わないのであれなのですけれども、この金額が多いか少ないかというのは中身をもっと分析しなければいけないというふうに思っているのですけれども、昨日出していただいた単価構成比で見ると、全体では確かに件数も金額も減ってはいるのですけれども、例えば20万円以下というか、大きな金額の数字を見ると、一番大きなところで40万円の区切りで見ると、去年は8件だったのが今年は13件だったと。あるいは、20万円以下が、去年は29件だったけれども、72件だったということで、3万円以上の金額が軒並み増えているわけです。少なくなったのは、2万円以下の件数のところが、去年は2,796件あったのが1,047件になったということで、こういうのを見ると、大きな金額を寄附してくれるというのは、コアなファンなのか、景気がいいのか、その辺はよく分からないのですけれども、だからこの辺のところは、もう少し分析して、同じ人が、リピーターがいるのか、あるいは、ある景品に対して反応しているのか、そこのところをじっくり見ないと、一概に5,000万円あったのが4,200万円になったからどうのこうのとかということではなくて、もう少しじっくり調べていけばいいのかなというふうに僕は思いました、この資料を見まして。

それで、要はものをやるから寄附してくれという話ではなくて、寄附してくれた人には七飯町の魅力をお届けしますというような形で考えて、リングがいいのか地ビールがいいのか黒ペコの肉がいいのか、それはよく分かりません、僕も。けれども、そういう意味で七飯町の魅力を発信する、そういうことを重点に考えていけばいいのかなというふうに思いますので、一概にどうなのだというふうにはないと思います。ただ、ほかの市町村が何億円とかとやっているの、あれはちょっとどうなのかなというふうに思います。だから、余りそっちのほうは見なくても、じっくり少しずつ積み上げていくということで仕事をしていただければというふうに思います。

僕がナンバー6で質問したかったのは、委託料の計算方法、ここで上がっているのが、ふるさと納税業務委託料ということで320万円ほど執行額が上がっていますけれども、これは取り扱い量が増えたら増えるものなのか、それとも、取り扱い量がゼロでも三百何十万円かかるというようなものなのかどうか、そこのところをちょっと教えていただきたいなというふうに思いました。

それと、次に、ナンバー8のところ、雇用創出補助金ということで1,940万円ほど決算金額で上がって、これは当初予算では2,300万円あって、補正で360万円減額してということなので、今日いただいた資料を見ると、1社でたしか上がっていたと思ったのですけれども、ジェイデバイス株式会社ということで、新規で1件上がっていて、この金額の効果というのですか、補助金として雇用がどのくらいできているとか何とか、それに基づいて予算が立っているのです、予算のときに聞かれている話なのかもしれないのですけれども、これでどのくらい効果が上がっているとか、その後の状況について、もし資料があれば教えていただければなというふうに思いました。

それと、次は、ナンバー9の観光費のところ、本当に細かいのですけれども、特定財源で観光ポスター売り上げ代金ということで2,000円上げているのですけれども、これはどこかに何枚かポスターを売るとか、そういう契約というか話が最初からあって、必ず予算に上げているものなのか、2,000円なんて大したあれではないのですけれども、その内容についてちょっと教えていただければなというふうに思いました。

それと、同じく観光費の中のパンフレット、見本として出していただきましてありがとうございます。このパンフレットについては、毎年内容的にはほぼ同じというものなのではないでしょうか。それとも、今回、ここに上がっているやつは、大きくレイアウトだとか内容について変更があったとか、そういうような工夫があったのかどうか、そのところをちょっと教えていただきたいなというふうに思いました。

それと、次は、ナンバー12の道の駅指定管理費について、先ほども何回かいろいろな話が出

て、僕も一般質問でちょっとさせていただいたものがあるのだけれども、話の前提として、まず、担当が違うので分からないと言われてたらそれで終わりですけれども、町債のこの決算時点の返済額、元金、利息、幾らあったのか、お分かりだったら教えていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど道の駅の決算の話でいろいろ議論されておりましたけれども、売り上げ原価が2億4,500万円ほどあるので、これが単純に上にも下にも足されるという形なので、利益はほぼ同じ額になってしまうよということなのかなと思って、ただ、この資料だけではちょっと分析はできないのですけれども、僕が思ったのは、去年の決算のときには、委託費とほぼ同じ額が寄附されたので、指定管理料というか、そういうものについて、余り言ってもしょうがないのかなと思ったのですが、今回は100万円にとどまっているので、そこから、委託料を払っている先から寄附をもらうことの是非について、去年も議論しましたけれども、もう一度お話ししたいのと、毎年決算で1,000万円ほどずつ、公社の純資産が積み上がっていくわけですよ。これはいつまでもずっと積み上がっていて、町には全然、公社が幾ら売り上げが上がって利益が出ても、町には一切関係ないというような、そういう構造というか仕組み、今そうなっているので、これが悪いとか何とかではないのですけれども、利益の中から一部町のほうに納めてもらうとか、そういうような工夫とか、できるものがないのかどうか。あるいは、指定管理料をもっと減らすような工夫とか、そういう余地がないかどうか。指定管理者を決めるときに、もう金額が決まっているので、ずっと先の話になるかもしれないのですけれども、そのところをちょっと教えていただければな。その考え方をちょっと教えていただければなというふうに思います。

それと、この参考資料の60ページのところに、七飯町観光客入込数というのがずっと載っていて、基本的にはずっとマイナス、マイナス、マイナスというか、三角の数字がずっと載っているのですけれども、ぱっと見ただけのあれなのです



けれども、道内容のところ、9、10、11月とかでプラスで推移しているのですけれども、これについて何か理由とか、とらえているものがあるならば、ずっとほかのところは減っていたりしているところに、ここだけちょっとプラス、道内容の、8、9、10、11月ぐらいかな、若干ですけれども、そのところの分析しているものがあるならば教えていただければなというふうに思いました。

とりあえず以上です。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 済みません、答弁漏れ等ありましたら御指摘ください。

まず、ふるさと納税の委託料に関してでございます。こちら、利用しているサイトが、今、2件ございまして、ふるさとチョイスとさとふるというようなことでやってございます。それぞれ若干取り扱っている委託業務の範囲が異なっておりますけれども、基本的には寄附金額の何%というような決め方をしまして、それを委託料として払っているというのがまず現状でございます。例えば、一部のサイトについては、寄附額の12%を業務委託料としてお支払いしているというようなことでございまして、寄附金額が増えると委託料も増えていくという形でございます。

それと、雇用創出補助金の関係でございます。こちらはお話のとおり1社、Jデバイス、今、名称変更でアムコということに変わってございますが、こちらにつきまして、設備投資等により、七飯町民の雇用が拡大されたものに関して補助金を出すという仕組みでございます。当初予算から、その後、減額となりましたのは、当初予算計上の際には、会社の雇用計画というものを確認させていただきまして、その雇用計画の人数の範囲内の予算を確保したところ、実際のところはそれより減ったということで、減額補正をさせていただいております。このたびは合計で58人の方の雇用が創出されたということで、1人から10人までにつきましては1人当たり50万円、そして、それ以降につきましては1人当たり30万円という計算で支給して、1,940万円ということになってございます。当然、雇用の確保といった面

で、こういった直接の人数の雇用が生まれたということで、まずその効果、それから、これのために設備投資等で投資をしていただかなければなりませんので、これについても一定の効果が見込まれると考えてございます。こういったケースで、企業誘致等にも使える補助金であろうかとも考えてございますので、地元にも効果のあるものだと認識してございます。

それから、観光費の中のポスター売り払いの収入でございます。こちらは、このたび2,100円ということで、内訳といたしましては3枚、700円掛ける3枚という形で売り払いを行ってございます。ポスターにつきましては、七飯町を観光地としてのイメージを向上させる、そしてPRしていくというのが大前提でつくっておりますので、見たくなるというような、そういったすばらしいポスターがあればということで常に考えているところでございまして、これにつきまして、このポスターがほしいという個人の方がいらっしゃって、購入をされていったということでございます。

それから、あわせて、観光費の中の観光パンフレットやガイドマップ、こういったものは5年とか6年とかのスパンで印刷の版をつくる、リニューアルをしていくという考えでございます。現在のは、もう数年たつてございまして、毎年、例えば文言の整理とか、施設の増減とか、そういった小さな修正を加えながら活用をしているところでございます。今後、まだ確定的なことは申し上げられませんが、今後、またある程度の期間を見て、新たなリニューアルをしてまいりたいと考えているところでございます。

それと、補足でございますが、今回のこの決算につきましては、常にポスターとパンフレットとかガイドマップの在庫を確認しながら、その年度内で使うであろう枚数を必要な分だけつくっていくという前提で進んでございまして、今年度、令和2年度につきましては、コロナウイルスの感染症の関係もありまして、需要がちょっと減っているので、それに見合う数量の印刷を進めているところでございます。

それから、道の駅の町債に関してなのですけれ

ども、大変申しわけないのですけれども、こちら、手元にちょっと資料がなくて、御答弁申し上げられないのですけれども、当初に建築にかかった事業債につきましては6億810万円という形で起債をしております、これらのうち、一部交付税算入されるものが1億80万円、起債が発行されているという状況でございます、大変申しわけございませんが、こちらの起債の償還等につきましては、商工観光課で把握しているところではございませんので、申し訳ございませんが、御答弁できません。

それから、道の駅の指定管理者の財政状況等、寄附の考え方がありますが、これも以前からいろいろ御意見をいただいているところでもございます。今までの議会の皆様との御意見等も踏まえたところ、例えば公社の事業規模を考えたときに、安定的に経営できる規模が必要なのではないかと御意見があったり、先ほど同僚委員の方の御質問にもございましたが、販路の拡大、直売をもっと事業者に戻元できるように、そちらのほうに振り向けるべきではないかと、いろいろな御意見をいただいております。重ねての答弁になりますが、この寄附の考え方や指定管理料、こういった金額も含めて、きちっとちょっと指定管理者と協議し、内容を把握して、必要に応じて指定管理料の増減、もしくは寄附に関しましても、そのある、なしも含めて、いろいろな角度で協議をして、よりよい形にしたいと考えてございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

それと、観光の入込客分析についてですが、このたび、平成30年度に対して、令和元年度の数字は下がっているというところがあったり、逆に、お話にありましたとおり、9月、10月、11月、12月もそうなのですが、若干、前年度よりも状況がよくなっているというようなお話がございました。これを考えますときに、その前に、いわゆる地震によるブラックアウトの関係で、お客様の入り込みが落ちたといったところがありまして、その反動による数字が出てきている場合もございます。そのほかにつきましては、例えば日帰り客の動きに関しましては、これも前年度の比較になりますと、いわゆる道の駅の開業効果、

こういったものが薄れたといったところも要因として考えられるものがございます。そのほか、宿泊客の考え方につきましては、いわゆる海外航空会社のストライキによるツアーの中止、そのほか、対外の外交悪化による来日客の減少、そういったものも考えられます。特に七飯町の場合は、冬期間については、宿泊客のほぼほぼがインバウンドに頼っているという現状がございますので、海外情勢の変化には非常に敏感に反応してしまうので、こういった形で数字に表れてきているのではないかと考えるところでございます。

いずれにしても、以前からインバウンドの堅調な増加によりまして、宿泊客を中心に増加が続けてきたところでございますが、やはりどうしてもしがたい海外要因に左右されてしまうということもございますので、いま一度、ウィズ・コロナ、アフター・コロナも鑑みながら、近隣の皆様、国内のお客様にどうこの魅力を伝えていくかということが課題だと考えているところでございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 若山委員。

○若山委員 いろいろありがとうございました。

観光客の入込客数については、去年の数字も見てあれなのですけれども、僕もじっくり分析という理由は分からないのだけれども、地震の影響だとか、そういうものもあるかもしれないのですけれども、増えているものもあるということでもみておきたいなというふうに思います。

それと、もう1点、道の駅の公社の決算の関係でいきまして、これ、先ほども言ったとおり、必ずしも毎年利益が出るとは限らない、商売ですから、あるのだけれども、1,000万円ぐらい利益が出ている計算が2年ぐらい続いているわけですから、今後ともずっと利益が出ていく中で、町にその分を還元するような仕組みについてじっくり協議するというか、そういうのが必要なのではないかと。その振りの前提として、町債の返済額、何千万円も払っているのに、一銭も入っていないというのはどういうことなのだというのを言いたかったのですけれども、それについては担当が違うということで、分かりましたけれど

も、じっくり、公社はちゃんと儲けてもらいたいと思いますけれども、町にもそれを還元するような仕組みというのですか、それを考えて、一緒にやっていける方法を見つけてほしいなというふうに思います。

それと、もう1点、ふるさと納税の、この決算資料の参考資料の61ページのところに、充当事業名等ということで書いているのがあるのですけれども、これが去年の書いている数字とちょっと違うような項目もあったりするのですけれども、何か理由があるものなのでしょうか。例えばで言いますと、地域づくりの増進を図る事業ということで、去年は200万円充てて、今年は110万円ほどですけれども、そこに地域防犯灯対策費になっていて、去年は自治振興費とかになっていたりして、これは書かれている項目で変化があるのか、たまたま主なものを入れたというだけの理由なのか、そこのところをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それと、済みません、委員長、造成事業特別会計のほうもよろしいのですね。

○長谷川委員長 はい。

○若山委員 そのナンバー1のところ、造成地販売管理費ということで、10万円予算をつくっていて、執行額が経済ジャーナル3万3,000円ということで、雑誌を買っただけということなのかなと思うのですけれども、それはちょっと事業としてはいかなものかと思うのですけれども、経済ジャーナルを購入するということが造成地販売管理費の内訳としてふさわしいのかどうか、そこのところをちょっとコメントいただきたいと思います。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 まず、道の駅の町への還元の方法ということでございます。先ほど来の御答弁と重複するかもしれませんが、一応指定管理者は、このたび指定管理者の公募をいたしまして、事業の提案をして、そして選考をさせて、指定をさせていただいたところでありまして、その中の一つの事業者の考え方として、寄附による町への還元方法がまず提案されておりまして、それがこのたび2回続いたよと。2年度にわたって実行さ

れたと。そして、先ほどの御答弁と重複しますけれども、そういった還元の方法のほかにも、いろいろな還元の仕方があるのではないかと。適正な指定管理料や運営資産、そういったものはどのようなものが適正なのかということも含めまして、当然、指定管理者と内容につきまして協議をさせていただいて、都度、調整をして、適切に執行していきたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それと、ふるさと納税の充当の関係でございます。こちらは、充当科目につきましては私どもの所管では若干ないのですけれども、ここの表記については、さまざまな事務事業が財源を持って実施されておりますので、その町の中の事業の中の主なものがここに表示されているというように考えていただければよろしいかなと思っております。

以上でございます。

済みません。土地造成の予算の考え方でございます。こちらの土地造成の特別会計につきましては、目的が峠下の団地の関係の事業を行う予算でございます。そして、こちらはもう既に全ての区画が、貸し付けしている区画が1か所ございますが、それ以外、全てがもう売却済みとなっております。しかしながら、その貸し付けしているところにつきましても、購入を前提に貸し付けを行っているところでございますので、これらにかかる費用が出るならば、こちらから費用を支出していくという目的の特別会計でございます。それら全て売却が完了すれば、この特別会計の部分では事業がなくなるということで、これの特別会計の閉鎖ということも考えていかなければならないのですが、現状、まだ売却が完了していないという考え方で、このように予算を立てているところでございます。資料にも記載のとおり、毎年8万何がしの貸付料も入ってきてございます。こちらは繰越金が、歳出が8万円を超えなければどんどん増えていくというスタイルになってしましますが、先ほどお話ししましたこの特別会計の目的を踏まえていただいて、御理解をいただきたいと思っております。

そこで、10万円という予算の枠を設定してご

ざいますが、これは完全にその10万円を使い切るというような考えではございません。庁舎内で商工観光課だけではなく、庁舎内における管内の経済状況の把握のために、このような企業の状況を知ることができる書籍、冊子を購入して、各課で活用をしているというのが現状でございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○長谷川委員長 若山委員。

○若山委員 造成地の件のところですが、今のような説明であれば、ここから支出しなくても、共通項目で、総務関係の何かで出せば済むようなあれで、この雑誌を購入することが峠下の団地の販売管理に有効だとか、そこに広告が出ているとか、動きが分かるとか、そういうものでもないような感じがするので、大した金額ではないのですけれども、ちょっと大きな事業名にしては決算内容がちょっと、言葉は悪いですが、ちんけなかなという感じを持ったのですけれども、どうしてもやっぱりこの予算項目で買わなければいけないものなのですか。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 こちらにつきましては、予算の編成の関係もでございますので、一概に商工観光課でこうするというのはちょっと御答弁は差し控えますが、考え方の一つとして、そういった企業の方々の情報に触れるというような理由でこの特別会計から支出をしているという考え方です。今後、以後の予算編成等を通じまして、その考え方ではなくて、先ほど御質問の中にもありましたような、一般会計の総務的な部分の経費で賄うというのも当然あり得るお話でございますが、ちょっと現状のところはこういった形で決算を示させていただいているので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

平松委員。

○平松委員 今のやりとりの中で、指定管理料を見直しするような発言があったように私は解釈しましたがけれども、これは道の駅をつくるときに、町長が直接答えたと思うのですが、指定管理料、

例えば儲かったから、見直す考えはないというようなことをはっきり言ったような記憶があるのですけれども、間違いなく見直しができるのですか。大丈夫ですか、その辺。

○長谷川委員長 部長。

○青山経済部長 答弁、同僚委員から質問ありました中で、指定管理料を見直すということは、社会の変化もございますので、積算根拠というのも、それがずっと続くかということ、それもまた変わる可能性もあります。ですから、そういう状況を踏まえながら、見直しをさせていただきたい。ですから、結果的には変わらない部分が出てくるかも分かりませんが、その精査をするということで、指定管理は3年間ということで、それぞれ公募して各指定管理を決めていくというような流れになりますから、そういう中で、町としても根拠のある積算をしていきたいということで、そのときの根拠になる数字がやはり変われば、やっぱりそこは上がったりするし、逆に下がれば下がるというようなこともございますので、そういう意味でのことですので、よろしく願いいたします。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

副委員長、何かございますか。

副委員長。

○田村副委員長 まず、ナンバー3でありますけれども、この中で不用額が238万云々と出ていますけれども、先ほど雪祭りか何かの中止ということで、ただ、この中に19番の負担金、補助及び交付金の中に、それが出ていないですよ、雪祭りとかちびっこ何だかというのは出ていないですよ、この中に、やっぱりこれは載せて、ゼロならゼロ円にして、そしてこういうことで不用額が出ましたとかという説明でないと、これをこのまま見てしまうと、なかなか理解できない話になるので、そこら辺、ちょっとどういう考えなのか。

それから、6番、これはふるさと納税の事業費なのですけれども、事業費というよりも、納税する人が納税してから返礼品を送るまでの日数、実際どのぐらいかかっているのか。納税があって、

そして返礼品をそれぞれの部分で送ると思うのですけれども、それまでにどのぐらい日数をかけているのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、プレミアム商品券の関係で1,800万円、不用額が出ていますけれども、これの事務的な流れというのは、要は国から補助金が来て、事業を展開して、1,800万円不用額が出て、これは精算をして国に返すという考え方でいいかどうか、そこをちょっと教えていただきたい。

以上です。

**○長谷川委員長** 課長。

**○福川商工観光課長** まず、ナンバー3の商工振興費の負担金、補助及び交付金の不用額の御説明に関しまして、これにつきましては大変申し訳ないと思っています。ちびっこ雪祭りの負担金である旨を表示した上でゼロ円と記載すべきだったと思いますので、お詫びして御説明をさせていただきますと思います。

それから、ふるさと納税の返礼品の到達の期間についてなのですが、これはさまざまなケースがございます。基本的には約1週間程度の申し込みを取りまとめて業者への発注を行い、業者に対応していただくというのがまずスタンダードな形でございますので、そこから直ちに手配をしていただいて発送いただければ、おおむね二、三日、遠いところでも1週間かからない間に発注手続から返礼品が届くというように考えてございます。

それから、そのサイトによりましては、町を経由せずに発注事務を行っている場合もありまして、そちらにつきましても、随時、返礼品を発送をしている対応をさせていただきます。

また、返礼品、例えば町のほうで手配した返礼品につきましては、完了しましたというようなやりとりを事業者とともにやっているところでございまして、返礼品が届いていないとか、そういった苦情はほぼほぼないという状況でございます。ただし、長期不在にされていたり、たまたま受け取りが不可能であった場合などは、そういった問い合わせがごくたまにあつたりはしますが、適切

な期間で返礼品を配達していると考えてございます。

それと、ナンバー7のプレミアム付商品券発行事業でございますが、こちらは国の補助事業で、売り払い収入も含めて全額をということで御説明をさせていただきました。当然、この金額につきましては、収入額につきましては、実績に基づいて確定をしておりますので、ここに出た不用額、1,900万円弱につきましては、これは予算上の不用額でありまして、実態はございませんので、ここに関する国へ返還するものだとか、そういったことは全くございませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○長谷川委員長** 田村副委員長。

**○田村副委員長** ふるさと納税の関係で、今、納税を確認してから1週間分をまとめるという意味なのか、そこら辺、ちょっともう一度。そして二、三日たって発送して、そして送るという話だと思う。そうすると、大体10日から2週間ぐらい、長くてそのぐらいかかるのだらうと思うのですけれども、実際、業者と、今の説明の中では、完了を確認するという話の中では、実際、送ってから何日ぐらいでついているのか、大体そこら辺の確認した、していないかも分からないのですけれども、おおむね大体、一つには、まれにだと思えるのですけれども、来ないとか、遅いとか、忘れたころに来たとかというのは聞かないわけではないということ考えると、やはり基本的に、実際、10日ぐらいでつくのか。1週間まとめるというのは分かるのですけれども、大体何件ぐらいになったらまとめてやるとか、ただ単に漠然と1週間なのか、そこら辺の考え方をもう一度ちょっとお願いしたいと思います。

それから、プレミアムのほうは、では実際、精算というか、やった場合、国のほうに戻すのは、今段階では幾ら、そして翌年度に返すという話になるのか、そこら辺、返さないのか、通常、精算して、足りなければ国からもらうのだらうし、余っていればお返しするのだらうし、そこら辺のやりとりの中で、七飯町の場合はプレミアム商品券の発行事業についてはどうだったのか、精算した

段階でどうだったのか、それをちょっと教えてください。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 ふるさと納税の返礼品の関係なのですが、これにつきましては、1週間程度をまとめてというのがうちのほうの事務の考え方です。というのは、事業者への連絡に関しましても、随時、五月雨式であれば、いろいろな取り違い等が起こる可能性がございますので、ある程度の期間をまとめて対応していくということで、事業者ともそのように対応しているところがございます。

また、事業者によりましては、件数が少ないとか、そういったことで、随時という対応をしているところもございますし、それぞれの事業者さんのニーズを踏まえた中で、最も適切な方法で対応できるようにやっているところでございます。

また、大体事業者さんから請求をいただく際も、おおむね1か月単位で御請求をいただくところもありますし、頻度の少ないところに関しましてはそれ以下でということもございますが、発注と到達の管理をしまして、それぞれの事業者さんと常に連絡をとって対応をしているところで、御理解をいただきたいと思えます。

それと、プレミアム商品券事業の関係なのですが、私の説明が不足して大変申しわけございませんが、こちらは予算はあるのですが、これを執行して、その後に、実績をもって補助金を受け入れてございますので、この不用額につきましては、不用額分に充当されている補助金額はゼロ円、存在しませんので、返還するといったようなことは全くありませんので、現状、このまま決算ということになります。

ただし、最初の御説明をさせていただいたところですが、このたびのプレミアム付商品券の売り払い収入と、それに乗っかっているプレミアム分の金額、これは国庫の補助金ですが、これらにつきましては、その購入された方が、プレミアム分を使ったのか、それとも売り払い収入分の商品券額面の金額を使用したのかに分けることが不可能ですので、国からは販売された商品券に応じたプレミアム分の国庫補助が入っているということで

ございます。これらにつきましては、未使用の場合、換金に回らないといったところが出てきますので、その分で25万6,800円が過剰となってしまうので、これについては返還をする必要がないということになっておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○長谷川委員長 副委員長。

○田村副委員長 ふるさと納税の関係ですが、業者と外でやっているという話ですが、やはり納税した人の目線で、こっちもその都度その都度やるのも大変でしょうけれども、やはり納税した人の気持ちというのは、そういうものがあれば早く届けてほしいというのが通常心理ですので、やはり町と業者というのは送ったりする側ですが、送ってもらう側というのは1日でも早くもらいたいというのは、これは人間の常日ごろの心情だと思うのですよね。ですから、やはり少しでも早く届くような工夫というものを町で考えて、業者とともに1日でも、少しでも早い発送というものを心がけることができないのか、もう一度そこら辺をお聞きしたいと思います。

それから、ちょっとプレミアムの関係は、過剰の26万6,800円ですか、それは返すこと、そこら辺のプレミアムがついているかついていないか、国のほうも分からないというようなことで、そこら辺がきちっと会計監査あたりで整理がつけられるのかどうか。今の説明で、ついているのだらうと思うのですが、そこら辺、もう1回、ちょっと説明をお願いします。

○長谷川委員長 課長。

○福川商工観光課長 先ほどの答弁で、大変申しわけございません、漏れてございまして、返礼品、これは当然、ふるさと納税を行っていただく方、相手がございます。その方の期待に応えるためにも、返礼品はできる限り速やかに発送に努めているところですので、御理解をいただきたいと思えます。

また、お申し込みの際に、その期間は不在になりますので別に期間とか、この期間に送ってほしいというような御依頼がある場合もありますので、それらにはほぼ個別に、適切に対応している

ところですので、御理解のほどよろしくお願いたします。

プレミアム付商品券の関係ですが、こちらは、結局、販売された商品券のプレミアム分を含めた額面金額、これが歳入に入っているということで御理解いただきたいと思ます。

また、これに見合いの歳出につきましては、19節の商品券換金事業者交付金になりますので、こういったところもちょっと御理解いただいて、この差額がどうしても生じてしまうということで、御理解をいただきたいと思ます。重ねての御答弁になりますが、国のほうからは返還の必要がないとされておりますので、御理解願いたしたいと思います。

以上でございます。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 質疑を終わります。

以上で、商工観光課に対する審査を終了します。

商工観光課長、大変御苦労さまでした。

それでは、10分ほど休憩します。

午後 2時54分 休憩

午後 3時06分 再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、土木課の審査を行います。

土木課長、御苦労さまです。

それでは、決算書及び提出資料に基づき、説明を簡素に願いたします。

課長。

○佐々木土木課長 それでは、提出資料の共通様式ナンバー1からナンバー4、土木総務費について御説明いたします。

決算書は164ページから167ページとなります。8款1項1目土木総務費は、土木課総務に関する運営と、町が所有する重機車両と、車両センターの維持に係る経費でございます。共通様式ナンバー1、土木総務費は、当初予算額92万5,000円、補正予算額462万5,000円、

予算現額555万円、支出済額553万3,631円、不用額1万6,369円、執行率99.7%となっております。補正は、12月、3月で行っております。主な内容は、道路台帳整備委託料、整理予算でございます。また、歳入は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー2、土木作業車管理費は、当初予算額1,253万円、補正予算額マイナス6万2,000円、予算現額1,246万8,000円、支出済額1,007万1,976円、不用額239万6,024円、執行率80.8%となっております。補正は3月で行っております。主な内容は、整理予算でございます。不用額の主なものは、雨、雪が少なかったことにより、需用費の燃料費となっております。

次に、共通様式ナンバー3、車両センター管理費は、当初予算額632万5,000円、補正予算額マイナス21万6,000円、予算現額610万9,000円、支出済額608万2,735円、不用額2万6,265円、執行率99.6%となっております。補正は3月で行っております。主な内容は、整理予算でございます。

次に、共通様式ナンバー4、水防センター管理費は、当初予算額279万円、補正予算額マイナス13万円、予算現額266万円、支出済額247万7,403円、不用額18万2,597円、執行率93.1%となっております。補正は3月で行っております。主な内容は、整理予算でございます。不用額の主なものは、電気料などの光熱費となっております。

次に、共通様式ナンバー5からナンバー6、道路橋りょう維持費について説明いたします。決算書は168ページから171ページとなります。8款2項1目道路橋りょう維持費は、町道等の維持管理に係る人件費、消耗品費、役務費、委託料、道路照明、工事請負費、原材料、ロードヒーティング電気料、除雪費などに関する経費であります。

共通様式ナンバー5、道路橋りょう維持費は、当初予算額3,574万5,000円、補正予算額1,408万9,000円、予算現額4,983万4,000円、支出済額4,878万8,158

円、不用額104万5,842円、執行率は97.9%となっております。補正は、6月、9月、12月、3月で行っております。主な内容は、委託料で、町道街路樹剪定伐採委託料、工事請負費となっております。不用額の主なものは、職員手当等、役務費で廃棄物処理手数料、委託料等となっております。また、歳入は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー6、除排雪対策費は、当初予算額7,864万4,000円、補正予算額8,726万4,000円、予算現額1億6,590万8,000円、支出済額1億5,597万923円、不用額993万7,077円、執行率94%となっております。補正は、9月、3月で行っております。主な内容は、除雪委託料、整理予算となっております。不用額の主なものは、雪が少なかったことにより、人件費関係、委託料が少なく済んだことと、ミニホイールローダー購入の入札執行残等となっております。また、歳入は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー7からナンバー11、決算書は170ページから173ページになります。8款2項2目道路橋りょう新設改良費は、道路や橋梁の改良舗装工事等に係る経費であります。

共通様式ナンバー7、道路改良事務費は、当初予算額178万6,000円、補正はございません。予算現額178万6,000円、支出済額177万2,508円、不用額1万3,492円、執行率99.2%となっております。ここでは、報償費で整備促進要望報償費、予算不足のため、需用費の消耗品費より1万2,000円流用。旅費の一般職旅費、予算不足のため、需用費の消耗品費より1万円流用を行っております。

次に、共通様式ナンバー8、町道等単独改良事業は、当初予算額3,830万円、補正予算額1,600万円、予算現額5,430万円、支出済額5,412万6,400円、不用額17万3,600円、執行率99.7%となっております。補正は、9月で行っております。主な内訳は、当初、7路線の工事請負費を計上しておりましたが、10本の工事を補正予算にて計上しております。ま

た、歳入は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー9、8款2項2目道路用地取得費は、当初予算額5万7,000円、補正予算額168万円、予算現額173万7,000円、支出済額166万1,800円、不用額7万5,200円、執行率95.7%となっております。補正は、6月、9月、3月で行っております。主な内訳は、公有財産購入費で、用地購入費、整理予算となっております。不用額の主なものは、委託料の入札執行残となっております。

次に、共通様式ナンバー10、道路工事連絡車管理費は、当初予算額43万6,000円、補正予算額マイナス10万円、予算現額33万6,000円、支出済額28万4,705円、不用額5万1,295円、執行率84.7%となっております。補正は、3月で行っております。主な内容は、整理予算となっております。内訳は、雪が少なかったことにより、冬期パトロールが少なかったため、燃料費の減でございます。

次に、共通様式ナンバー11、社会資本整備総合交付金事業費（道路）は、当初予算額1億6,260万円、補正予算額マイナス8,793万4,000円、予算現額7,466万6,000円、支出済額4,047万693円、翌年度繰越額3,248万5,000円、不用額171万307円、執行率95.9%となっております。補正は、9月、3月で行っております。内訳は、JRをまたぐ橋梁をJR北海道に委託して施工していただいておりますが、その際の入札に応札者がいなく、再度入札を数度行い、2月に委託業者が決まったことによる翌年度繰り越しとなっております。また、歳入は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー12からナンバー13、決算書は172ページから175ページになります。8款3項1目河川費は、普通河川の維持管理や河川工事などに係る経費であります。

共通様式ナンバー12、河川改修事務費は、当初予算額21万円、補正予算額マイナス2万5,000円、予算現額18万5,000円、支出済額18万4,900円、不用額100円、執行率99.9%となっております。補正は3月で行っております。主な内容は整理予算でございます。



次に、共通様式ナンバー13、河川改良費は、当初予算額3,130万円、補正予算額690万円、予算現額3,820万円、支出済額3,611万5,930円、不用額208万4,070円、執行率94.5%となっております。補正は、9月、3月で行っております。主な内訳は、中野川の工事請負費と整理予算となっております。また、歳入は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー14、決算書は234ページから235ページになります。11款2項1目道路災害復旧費は、道路の災害復旧に係る経費であります。当初予算額50万円、補正予算額マイナス50万円、補正は3月で行っております。主な内容は、令和元年度は災害が少なかったことから、全額整理予算で減額補正しております。

共通様式ナンバー15、決算書は234ページから235ページになります。11款2項2目河川災害復旧費は、河川の災害復旧に係る経費であります。当初予算額50万円、補正予算額マイナス50万円、予算現額ゼロ円、補正予算は3月で行っております。主な内容は、令和元年度は災害がなかったことから、全額整理予算で減額補正しております。様式の収入未済額ですが、こちらはコロナ関係で横津岳で除雪連絡協議会というものが7社ございますが、その中の1社が、会社が営業自粛しておりまして、手続ができなかったということで、繰り越し、令和2年度に、出納閉鎖後、すぐに入ってきております。

引き続きまして、決算審査特別委員会追加要求資料になります。こちら、各課共通分で、初めに、契約金額130万円以上の工事または製造の請け負いの状況についてでございますが、配付資料ナンバー1からナンバー4までで20件ございます。内訳は、土木一式が11件で、Aランク対象工事が1件、Bランク対象工事が6件、Cランク対象工事が4件、舗装工事が8件、建築一式が1件となっております。

次に、契約金額が130万円以上の財産の買入れ、物品の買入れ、財産の売払い、物件の貸し付け、その他の契約状況についてでございますが、財産の買入れで、除雪用ドーザー5台の購入と、

町道峠下8号線道路用地の購入で2件。物品の買入れはございません。財産の売り払いで、軍川遊休地1件。物件の貸し付けはございません。その他の契約は14件で、道路台帳整備委託業務、水防センター管理委託業務、除雪委託業務が10件、橋梁点検委託業務、橋梁長寿命化修繕設計委託業務となっております。町単独補助金はございません。

次に、土地貸し付け、建物貸し付け収入の内訳、金額、面積についてでございますが、合計3件で、水防センター敷地内に北海道電力の警報装置のための貸し付け、鳴川の採石場下の側道との交差点部分を、北海道発注工事の現場事務所用地としての貸し付けが2件でございます。

次に、不用財産の売り払い状況についてでございますが、土地の売り払い2件で、1件目は、大沼周遊道路のレストランキャビン裏側のカタヤの原野の売却、大沼はワッズへ行くところの道路区域外の不要地の売却となっております。

次に、土木課分の追加資料で、過去5年間の道路用地の購入状況は、平成27年度が4路線で16件、平成28年度は2路線で5件、平成29年度は6路線で17件、平成30年度は4路線で5件となっております。令和元年度はございません。5年間で、路線数で12路線、43件となっております。

次に、道路用地購入した路線の過去5年間の道路整備済みの路線と未完了の路線につきましては、改良済みが2路線、未処理用地として購入した路線が4路線、未完了路線が6路線でございます。未完了路線のうち、令和2年の完成予定路線が1路線ございますので、令和2年度末での未完了となっている路線は5路線でございます。

続きまして、昨日の土木課の追加分の追加資料となります。土木課（福祉課）（子育て健康支援課）と書いている資料になります。

1件目が、大中山出張所解体工事、旧大中山公民館解体工事、（いずれも子育て健康支援課の指名選考委員会での選考経過の分かる議事録、選考決定した決裁）となっております。1枚めくっていただきまして、4枚ついております。こちらは指名選考委員会を、書面会議でございますが、

開催しております、大中山出張所解体工事（その2）ということで、平成31年2月25日に開催しております。こちらの開催内容といたしましては、解体工事96.39平米、起案予定日が3月、概算予定金額が270万円、ランクはBまたはCランクでの発注ということで、記載の業者選考をしております。

もう一つが、旧大中山公民館解体工事、こちらは平成31年4月1日に委員会を開催しております。起案予定日が4月、入札方式は地域限定型一般競争入札、総合評価はなし、概算予定工事費が1,830万円、業種が建築一式で、Bランクでの発注を予定しているということでございます。

続きまして、介護予防拠点七飯町文化センター改修工事、介護予防拠点大川コミュニティセンター改修工事、介護予防拠点大沼婦人会館改修工事（いずれも福祉課の指名選考委員会での選考結果の分かる議事録、選考決定した決裁）ということですが、こちらに関しましては、先ほどの次のページに3本分の入札参加資格の通知ということで、通知と申請書が2件ずつ、裏にも決定と申請書が2件、その裏にも申請と決定書が2件となります。こちらの工事に関しましては、指名選考委員会を通すということをしておりません。課での発注となっております。指名選考することが好ましいのですが、こちらに関しましては、指名選考委員会を開催せずに発注したということになります。

以上です。

**○長谷川委員長** ありがとうございます。

これより質疑を行います。

上野委員。

**○上野委員** ナンバー11です。土木工事の関係なのですけれども、社会資本整備総合交付金事業ということで、かなり出入りの激しい予算執行だったと思うのですけれども、まず最初に、補正予算で大幅な減額をして、さらに、そのうち不用額が1,700万円発生していると。合わせますと2億円近い、とにかく大きな変動があった予算執行だったのですけれども、その理由について、もう一度分かりやすく説明していただきたいなということです。よろしくをお願いします。

**○長谷川委員長** 課長。

**○佐々木土木課長** 不用額は1,000万円ではなく、171万307円となっております。こちらは、補助事業、どうしても要望はするのですが、なかなか内示が要望どおりについてこない。震災の影響ですとか地震の影響ですとか、その他もろもろ、国の財政状況、ございますので、そちらの関係で、なかなか1回ではついてこない。補正はねらっていくのですが、補正予算自体もなかなかつかないという状況で、要望額イコール予算額ということで予算はとっていくのですが、どうしても補助事業の内示が4月ですとか5月という形になりますので、国のお金がつかないということで、それにあわせて減額補正したり増額補正したりということになります。

内容的には以上です。

**○長谷川委員長** 上野委員。

**○上野委員** 説明である程度分かりました。

町内の橋梁で老朽化した橋梁がかなりあるということで、今後の改修工事が必要だと思うのですが、その老朽化した橋梁の状況といえますか数、それから、既に改良を実施した橋梁の数、今後の計画の状況とか、この辺についてちょっとお伺いしたい。

**○長谷川委員長** 課長。

**○佐々木土木課長** 土木課で管理している管理橋梁数は町内に97橋ございます。今、どの橋が何年にどうかという内訳は、今ちょっと資料的には持っていませんけれども、毎年点検をして見直しをしていきます。ですので、数字は毎年動いていく形となります。橋梁の評価といたしましては、ランク1からランク4までを評価します。97橋を5年に1回ずつ点検、基本的には平準化して、5年に1回、97橋全てをやるということではなく、5年に1回に分けます。15橋ですとか16橋、17橋、その橋梁によって点検費用が変わりますので、97橋を5年間に1回ずつ点検しなさいということが道路法上で定まっております。ランク1につきましては、5年間は大丈夫という評価になります。ランク2につきましては、5年間経過観察しましょうという評価になります。ランク3の評価につきましては、5年以内に修繕また

は架け替えをなさないと。ランク4につきましては、即座に橋梁を通行止をかけてすぐに直しなさいという評価になります。内訳については、ちょっと今、数字を持っていませんので、よろしいでしょうか。

以上です。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 全体の状況把握がまだ十分されていないように感じたのですけれども、そういうことでいえば、耐用年数といますか、限度内での耐用年数内の橋梁を維持するということでは、どのような対応を考えておられるのか。

○長谷川委員長 課長。

○佐々木土木課長 橋梁の耐用年数は、建設当初は50年と言われておりましたが、今は橋梁長寿命化、維持または修繕していくということで、耐用年数を倍の100年にもっていこうと。それまでに、1橋であれば何年に直してということができますが、97橋を毎年一定の予算、一応今のところは計画上は5,000万円ベースと考えておりますけれども、5,000万円ずつ、どうやったら先ほど言ったランク3、5年以内に直しなさいですか、今、ランク4の橋梁については七飯町にはございませんけれども、ランク3の橋梁、毎年点検して、ランク2がランク3に上がるということもございます。その中で、修繕計画を毎年立て直して行って、5年以内に予定して3年後にかけようと思っていたけれども、点検した結果、1年以内にかけなければならないとなると、順番を全部変えなければならない。ただ、毎年順番を入れ替えながら、経済的にどうやったら平準化して5,000万円ずつ直せるのかと。単年度で2億円、3億円架け替えですとなると、財政的にもきつい話になってきますので、なるべく平準化しながら全橋梁を100年の長寿命化にもっていこうというのが橋梁長寿命化計画でございます。

以上です。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 それと、今、町内の橋梁関係では、ランク3以上は今のところないというような状況で進行しているのかどうか、その辺についてはどうでしょう。

○長谷川委員長 課長。

○佐々木土木課長 ランク4についてはございません。ランク3、今、修繕している、工事請負費ですとかJR負担金で修繕しているものはランク3がついている、もしくはランク2で、すぐにランク3に上がるであろう橋梁を平準化して直しているということでございます。

以上です。

○長谷川委員長 ほかに。

平松委員。

○平松委員 追加資料の中に、厚いやつ、工事または製造の請け負い契約の状況ということで、一般会計のナンバー4、軍川の排水路の整備工事というのは2,838万円という契約金額なのですが、選考業者のランク別、Aになっておりますけれども、ここだけではないのですけれども、AとかBとかCとか、決める基準をちょっと1回説明していただけないですか。

○長谷川委員長 課長。

○佐々木土木課長 指名選考に関する基本的事項というものを2年に1回の指名願いの提出もしくは1年に1回の中間年で業者さんから上がってきます。その中で、経営事項審査の持ち点があるのですけれども、そちらに七飯町で実績があれば、工事施工成績評定の点数を主観点としてプラスします。そのプラスしたものと生点を全て点数をつけまして、Aランクにつきましては、その点数が970点以上、土木工事で言いますと1,500万円以上が対象となります。Bランクにつきましては、969点から850点、こちらは土木工事でいくと1,500万円から500万円の間の工事となります。Cランクにつきましては、849点から750点、こちらは500万円未満、130万円以上となります。Dランクにつきましては、それ以下、749点以下で、Dランク、130万円となります。

その中で、入札方式につきましては、制限付一般競争入札というものが一番上にございまして、建設工事であれば予定価格が5億円以上、24億7,000万円、こちらはマラケシュ協定で24億7,000万円のアップパーというものが決まっております。地域限定型一般競争入札、建設工事

は130万円から5億円、町単独工事については1,000万円から5億円。指名競争入札におきましては、建設工事は町単独工事においては130万円以上1,000万円未満、随意契約は130万円以下となっております。町単独工事という言い方をしましたけれども、国の交付金事業など、補助事業が入っている場合においては、一般競争入札というものが国の標準入札となっておりますので、指名競争入札ではなく一般競争入札を行うということになっております。

以上です。

○長谷川委員長 平松委員。

○平松委員 ナンバー1の表をちょっと見ていただけると、車両センターの屋根、外壁、塗装工事というのは518万4,000円の工事なのですけれども、選考業者のランクはAとBになっていきますよね。500万円くらいでもAの業者が入らないとだめなのですか。今の説明とは何か合わないような気がするのですけれども。

○長谷川委員長 課長。

○佐々木土木課長 先ほど言いました町内業者の中で建築のBランクというものが2社しかございません。こちらは一般競争入札で入札を行っておりますので、極力3社以上にしたいということで、Bランクが2社とAランクが、実際動いているのでいくと2社あります。合計、AとBで4社になるのですが、こちらに関しましては、基本的事項の中で、対象ランクで業者数が少ない場合には、直近上位のランクを入れて業者数を確保し、入札することとなっておりますので、こちらはAとBが対象ということになっております。

以上です。

○長谷川委員長 平松委員。

○平松委員 町のほうでランクを決める、それから、選考委員会で業者を指名する、入札に参加できる業者を。今の説明はよく分かるのですよ。いつまでもBには上がれない、Aには上がれないという、業者を増やすという観点で、少し、例えば1本工事を2本に分けて、分けたらだめか、何か町内の業者の育成に向けて、できるようなやり方とかというのは、その選考委員会の中で考えるということはないのですか。あくまでも数字にこだ

わってやるということなのでしょうか。

○長谷川委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 業者育成というのは、ランクが大きいから育成ができるという問題ではなくて、Cランクの中でも、工事監督員、役場の職員が業者育成をしながらお互いに、業者にも現場監督にも育成されることもありますけれども、そういう中で、育成のために業者数を増やすということは考えておりません。ランクで点数を決めておりますので、そこは各業者が経営努力、営業努力をして点数を上げてくればランクは上がるということになります。

以上です。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

中川委員。

○中川委員 ちょっと1点だけ。副委員長から資料要求したから、多分、副委員長も同じかもしれないのですけれども、ちょっと聞いたかったのが、追加資料で、文化センターとコミュニティセンターと婦人会館の福祉課のやつ、昨日、民生部でやっていたやつなのですけれども、これ、先ほどの資料説明を聞いた中で思ったのですけれども、最初の子育て支援課のほうは指名選考委員会があったという説明だったと思うのですけれども、福祉課のほうの文化センターとコミュニティセンターと大沼婦人会館のほうの説明だと、選考委員会もかかっていないという形だったと思うのですよ、説明が。ちょっと私の聞き間違いだったらあれですけれども、本来であればかけられるものはかけたほうが良いというようなお話も聞こえたと思うのですけれども、ただ、昨日の民生部長の質疑の中だと、工事に関するもの、同僚議員のほうからBとかAとかいろいろな質疑が出ていたのですけれども、そのときには、工事のことをやっているのは、要はうちではないという話の答弁だったので、だから今日、副委員長のほうからこういう資料要求が出たのかなと私は思っていたのですけれども、その点についてどうなのですか。

○長谷川委員長 課長。

○佐々木土木課長 役場の決まりとして、やはり

指名選考委員会を通して、そこで入札方式を決定するということが基本となります。望ましいといえますか、基本ですね。工事の委任に関しましては、いろいろな委任の方法はあるのですが、結局、原課に技術者がいないですとかいうときには、建築ですとか土木ですとか下水道、水道だとか、農業土木であれば農業というふうに、委任をして、できる職員のいる課のほうにお願いするというをやっております。

土木課に関してなのですが、委任を受ける内容といたしましては、設計及び積算業務と、競争入札の執行、業務管理及び完成検査というものを委託で受ける。工事中に起きる地元調整などは、依頼した原課のほうで行ってくださいということにしております。なので、指名選考に関しましては、先ほどの追加要求の大中山公民館ですとか大中山出張所解体工事の2枚目をめくっていただくと、指名執行調書という中で、提出課が子育て健康支援課ということになっております。指名選考に上げるのは原課で上げますので、ここは子育て健康支援課から上がってきたものに対して、指名選考委員会で、どういう指名がいいのか、上がってきた指名内容がいいのか、指名ではなくて一般ではないのか、総合評価を入れるべきではないかというものは指名選考委員会で審査し、決定します。それに基づいて、原課のほうで、あとはどこかの課に、土木工事であれば土木課に委任するですとか、建築であれば建築に委任するという形になります。もっとほかのほうではあるのですが、競争入札の執行ということになっております、委任先の受けた側の課としては、ですので、指名選考委員会に諮る、諮らないというものは原課の判断になるかなというふうに思います。

**○長谷川委員長** 経済部長。

**○青山経済部長** 今、土木課長のほうから答弁ありましたけれども、その委任、いわゆる工事の所管をする各課に技師等がいなければ、やはりそこは事務方で設計とかはできませんので、そこはやっぱり委任をしていただくという形の中で、意思の疎通というのでしょうか、土木課みたく書面でやりとりをするということになれば、明らかにその部分はお互いの担当の中では共通の認識で

仕事が進むと思っております。ただ、今回ののはそこまで徹底したかというところが、経済部としても、本来、謝るという部分があるかなと。ですから、やはりそういう部分がもし欠落しているのであれば、例えば係長以上、こういう建設、例えば道路の関係、そういうものが出てきた、そこが技師がいらないというところであれば、従来どおり、方式としては、まずは担当課で全部考えていただくような形になりますけれども、できないところは委任をしてもらうという中で、その意識を共通していただくように、共有するということがこれから求められると思いますので、そういう部分について、これから対応していかなければならないと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

**○長谷川委員長** 中川委員。

**○中川委員** 言っていることは分かるのですが、要は昨日の質疑の中では、今の仕組みの話は分かったのですが、昨日の質疑の中では、民生部長のお話だと、あくまでもうちは予算を通してここからここにかけている。工事の受注ではない、ああだこうだというのは、違う課が担当しているというので、本日になったということだったと思うのですが、その辺はどうなのですか。

**○長谷川委員長** 部長。

**○青山経済部長** 同じような答弁になるかも分かりませんが、経済部としては、委任される立場なので、その部分は土木課長が答えた考え方ということに従来やってきておりますので、そこについては、うちのほうとしては委任をされるという形です。ただ、その共通認識のところは職員間の中で一致していなかったということが今回あったということですので、そこについては、経済部としては、委任をする際の、やはり意思の疎通を徹底していこうということで、係長職以上でもしそういう事案がある場合は、まずは事務局をやっているのは土木課がありますから、そちらのほうに相談するとか、そういう部分で対応していけば、共通の認識を持って今後事務を進めることによって、委任したからそっちが全部やるというのではなくて、本来の姿はそういう

姿ということで土木課長が答えてございますので、そういう形にしていきたいということで、経済部としては努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 中川委員。

○中川委員 土木の立場も経済部の立場も分かるのですけれども、そう言うしかないと思っておりますけれども、それしかないと思うのであれですけれども、それであれば、今、部制で、部長が3人いますので、経済部長、今日、こういうことが分かりましたので、発覚しましたので、各課の意思共通というのは当然のことなのですけれども、やはり課長ではなくて部長が昨日答弁して、うちは予算を通すだけのあれだという説明をしていたので、部長会議等でそこはしっかりと行っていかないといけないと思っておりますので、お願いします。

○長谷川委員長 部長。

○青山経済部長 大変中川委員の貴重な御意見賜りましてありがとうございます。今後、そういうことのないように、やはり部長同士でも週1回、会議をやっていますので、そういう場面でもお話させていただきながら、また、やはりこれは事務を直接とるのは、やはり係長クラスが出てくるのかなど。確かに研修の中で、契約事務の研修は職員もやります。ただ、その中で、例えば建物を建てるとか、道路、農道とか、そういう部分というのは、なかなか事務方で対応するというのはできない。だから、そこによって、契約の仕方の研修はされているのですけれども、ホームページ上も載っているのですけれども、なかなか職員に周知されているかということ、ちょっと私は弱いという認識を持っています。ただ、過去どうだったかということ、その研修もやったと。ただ、その実績からちょっと空間があきましたので、そういう部分を、やはり周知を、一部の職員だけが知っているのではなくて、やっぱりある程度の係長以上職は、もしこういうものがあつたら、指名選考委員会にかけなければならないよねとか、そういう部分を気づくように、やはりちょっと研修というか、マニュアル的なものもちょっと検討させていただきながら、今後、このようなことのないように事務を進めてもらうためにも、経済部としても頑張

りますので、御理解のほどお願いいたします。

○長谷川委員長 中川委員。

○中川委員 そうして改善していただく、理事者側に対してはそうですけれども、本来、委員会としては、終わった課ですから、もう今さらですけれども、昨日の言い方であれば、うちは予算を通すだけの課だから、この工事のことは違うという話でこういうふうになったということは、ちょっと委員会としてどうなのかなと思っておりますけれども、理事者の答弁として。今ではなくて、昨日の。要は次の課に投げて、ちょっと言い方を悪く言うと、次の課に投げて、終わってしまえばもう関係ないと。私たち委員会もさかのぼってやることはできないとなれば、先ほど経済部長からそういうお話があつたので、それはそれでいいのですけれども。

○長谷川委員長 委員会として、昨日は私自身は余り気がつかなかつたのですけれども……。 (発言する者あり) 後日の予定の中に、その話をちょっと議論して、必要であれば報告書に載せるとか、そういう方法で検討していくとか、少しそのときまで時間をください。

それでよろしいですか、皆さん。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 質問のほうはこれで終わりですよろしいですか。

平松委員。

○平松委員 さっきの質問の続きになるのですけれども、今、中川委員も言ったのですけれども、介護予防拠点、大沼婦人会館の改修工事というのは473万円、これが出ていて、CとBというランクだったのですよね。Cというのは、別の工事では6社も7社も入札参加しているのですけれども、この工事に関しては、たしか地域限定という枠がついたので、それにかろう業者というのが足りないからBをおろしてきたということなのだと思います。要は上の人を下におろすよりも、下の人をできるだけ上に上げてあげるための後押しをするという考え方があれば、地域限定にしないで、一般競争入札にしても、こういう改修工事なんて大したランクの高い工事ではないと思うのですけれども、その辺の基本的な

考え方。AもBも少ないのですよ。だからCだけで募集すればが一っと来ると。だから、その人たちの中から少しでもBランクに上げてあげるとか、そういう考え方は持っていないのか、もう1回ちょっと答弁を。

○長谷川委員長 課長。

○佐々木土木課長 平松委員おっしゃいますように、Bランク対象工事でCランクを入れてはどうかということになります。指名選考の考え方といたしましては、その業者であればこの金額、このレベルの工事はできるであろうという点数で割り振りしております。ですので、同じ工事を入れるのであれば、より技術力の高い会社、できないということではないのでしょうか、技術力や会社の規模によってランク別に決めておりますので、直近上位を入れるというのが基本的な考え方となります。今回の工事は、指名でよかったのではないのかということをございますけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、今回の工事は国の補助事業となっております、一般競争入札を行うということが基本となっております。ですので、今回は指名競争ではなく、一般競争入札を行ったという経緯でございます。

以上です。

○長谷川委員長 平松委員。

○平松委員 確認ですが、婦人会館の改修工事というのは国の補助事業だったのか。

○長谷川委員長 課長。

○佐々木土木課長 原課でないのか、何の補助だったのかというのは自分も分かりませんが、補助事業で国の補助金が入っているというふうに伺っております。

以上です。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに。

川村委員。

○川村委員 資料要求の130万円以上の工事の関係で、ナンバー1とナンバー2なのですが、最初の町道等舗装補修工事と、工期が31年の4月5日から令和元年7月1日で、その後には町道舗装補修、その2、その3、その4、その5と、2ページに、1年間ずつ、工期を区切って

やっているのでしょうか、ほぼ1年間通しての補修工事を出しているから、なるべく地元の業者に多くの業者にとらせるということで区切ってやっているものなのか、こういった維持修繕の関係であれば、通常だと1年間分、年間で一つぼーんと出すケースもあると思うのですが、ちょっとその辺の考え方をまず一つ教えてください。

○長谷川委員長 課長。

○佐々木土木課長 北海道のほうとかですと、維持管理組合ですとかというものに1年間委任する、委託する、その都度、月別に精算、請求を上げて精算払いしていくですとか、4期に一度、4期に分けて払うですとかという考えもあると思います。当町も、除雪等に関する調査特別委員会の報告だったと思うのですが、そちらの中で、組合方式も検討するというふうになっております。今もそれは除雪委託に関しまして、担い手不足ですとかというものもございますので、組合に対しての発注というものを常に検討はしております。なかなか各社、今まで七飯町も今まで別々に、今も10ブロックに分けて除雪を発注していますし、舗装補修に関しましては250万円程度を分けて発注するというをとっております。舗装業者も少ないですので、なるべく受注機会を増やしたいというのも一つでございます。経費的にも、この程度の1,200万円、1,400万円であれば、一括発注しても分けて発注しても経費率は変わりませんので、経費的不利というものはございませぬので、なるべく1本目を出して2本目はラップするように。終わって、入札に入るのではなくて、終わる前に実績を上げてもらって、そろそろこの工事は終わるよ、その前になるべく発注して、間があかないように、住民サービスが滞らないようにということで、細かく分けて今は発注しているところでございます。

以上です。

○長谷川委員長 川村委員。

○川村委員 分かりました。

ナンバー2の1番目、2番目、町道の随時補修工事と、その6というの、これは工期が3月19日から3月31日、10日間ずつしかないのだよ

ね、両方とも。この間というのは何をやったのか。これはラインを引いた作業なのか、それとも穴ぼこの補修でやったのか、余りにも工期が、二つとも10日間しかないから、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○長谷川委員長 課長。

○佐々木土木課長 こちらは、令和元年度、雪が少なく、春の舗装の傷みというものが激しかったということです。こちらのほうは全て舗装補修、パッチングでの対応となります。1日大体4トンから5トン、1業者こなせますので、工期自体は12日間にはなっておりますが、中身的には10日くらいでの施工で、3月31日までぎりぎり舗装のほうは完了しております。おかげさまで事故等もなく、舗装状態が悪かったのですけれども、何とか迷惑をかけずに舗装補修のほうで済んだということになっております。

以上です。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 副委員長から何かございますか。

副委員長。

○田村副委員長 1点、過去5年間の道路用地購入状況の27年度、これは16件あるのですけれども、1件だけ完了して、あとはそのままということで、やっぱりこれには何か理由があるのか。

次のページなのですが、28年度、これで工事完了の有無なのだけれども、これ、28年の間違いかな、でいいですか。

それと、未処理用地というのはどういう意味なのか、ちょっと教えていただきたいということ。

あと、29年度もなかなか処理が進んでいないということで、道路の計画か何かあると思うので、そこら辺から照らし合わせると、27年、29年、このあたりがなかなか進んでこない。ただ、道路用地は買っているという、非常に不自然な考え方が。当然、買ったならそれなりの効果を上げるといえるか、費用対効果から考えれば、5年も3年も投じているという話になると、やはり雨が降れば穴があいて、砂利を入れるとかという余分

な経費がかかる可能性も出てくるということを考えれば、やっぱり計画的に購入して、速やかに道路の舗装工事の完了をすとか、そういったようなことができないのかどうか、そこら辺、ちょっとお聞かせください。

○長谷川委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 一番最後のページが分かりやすいかなとは思いますが、用地購入して未実施の路線が6路線ございます。こちら道路整備5か年ですとか、いろいろな補助事業が入ってきた用地など、峠下8号線も補助事業となっておりますし、道道大野大中山線は道の事業に対する未処理用地の処理、単独になって、中野7号線も補助事業だったので、こちら単独事業となっております。追っかけて、距離が長い路線、桜町10号ですとか藤城8ですとか6ですとか、この辺はちょっと距離が長い工事路線となっておりますし、なかなか優先順位をつけて道路整備5か年も着手はしていくのですけれども、ちょっと優先順位がその年によって落とさざるを得なかったですとかということになります。未処理用地というのは、現道の中に民地が入っていた路線。その民地を現道未処理用地と言いますが、その現道内に民地が入っていたところを官地にするために購入する、その辺の表現が未処理用地という表現になります。もともと民地だったところを、道路がちゃんと走っているの、私権を発生させないために用地を購入して、役場の道路用地とするということも未処理用地という表現でございます。

以上です。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 質疑を終わります。

以上で、土木課に対する審査を終了します。

土木課長、大変御苦労さまでした。

次に、都市住宅課の審査を行います。

都市住宅課長、御苦労さまです。

それでは、決算書及び提出資料に基づき、説明を簡潔にお願いいたします。

課長。



○川島都市住宅課長 それでは、都市住宅課所管の決算説明をさせていただきます。

共通様式ナンバー1、決算書166ページから167ページ、事業決算名、建築指導費（指導）になります。事業目的は、建築確認事務の推進を目的としているもので、当初予算291万円、3月に整理補正を行い、予算現額11万3,000円、決算額が10万6,305円、執行率は94.1%となっております。歳入については記載のとおりとなっております。

続きまして、共通様式ナンバー2、決算書、同ページになります。事業決算名、建築指導費（営繕）になります。事業目的は、建築営繕事務の推進を目的としております。当初予算69万2,000円、補正なしで、決算額が68万6,010円、執行率が99.1%で、内容については記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー3、決算書166ページから169ページ、事業決算名は建築指導車管理費になります。目的としては、公用車1台分の維持管理となっております。当初予算11万5,000円、9月に冬タイヤ購入分として7万6,000円補正しており、予算現額が19万1,000円、決算額が16万7,173円、執行率が87.5%となっております。

続きまして、ナンバー4になります。項が変わり、決算書174ページから175ページ、事業決算名は都市計画総務費になります。目的としては、都市の健全な発展と秩序ある整備の推進を目的としています。当初予算額495万2,000円、3月に記載のとおりそれぞれ整理補正を行い、予算現額が451万9,000円、決算額が448万8,870円、執行率が99.3%で、歳入については記載のとおりとなっております。おおむね予算どおりの執行となっております。

続きまして、共通様式ナンバー5、決算書、同ページ、事業決算名が社会資本整備総合交付金事業（都市再生）になります。ここでは、峠下地区の面的整備による地域活性化の推進を目的としております。当初予算額1,858万3,000円、3月に記載のとおりそれぞれ整理補正を行って、予算現額が1,789万5,000円、決算額が

1,786万3,180円、執行率99.8%です。ここでは、13節委託料、15節工事請負費は、PR情報看板設置に伴う実勢価格調査委託料、また、峠下地区情報看板設置工事として1,756万7,000円。歳入については記載のとおりとなっております。

続きまして、共通様式ナンバー6、176ページから177ページ、事業決算名が公園整備費になります。事業目的としては、都市公園内の維持管理を目的としております。当初予算額2,062万4,000円、9月に記載のとおり補正を行い、予算現額2,154万3,000円、決算額が2,104万5,651円、執行率が97.7%となっております。ここでは、需用費の光熱水費になりますが、都市公園等の電気料108万8,445円は、施設として22施設の光熱水費の分となっております。上下水道料70万3,210円については、施設としては15施設となっております。12節役務費の汲取り料はやまびこ児童公園になります。次に、委託料は8項目あり、ここでは、委託料の総体で38万円ほど不用額がありますが、これについては、総合公園等の除雪委託料となって、理由としては、降雪量が少なかったことでの除雪回数分の減となっております。

続きまして、共通様式ナンバー7、決算書ページが、事業決算名、公園整備連絡車管理費になります。ここでも公用車1台分の維持管理を目的として、当初予算額21万7,000円、9月に冬タイヤ購入分として補正し、予算現額が26万8,000円、決算額が24万4,761円、執行率が91.8%となっております。

続きまして、共通様式ナンバー8、ページが178ページから179ページ、事業決算名が都市環境整備費になります。目的は、都市計画の創出と行政財産の維持管理を目的としているもので、予算現額が947万3,000円、決算額が944万3,190円、執行率99.7%となっております。

続きまして、共通様式ナンバー9、決算書ページ、178ページから181ページ、項が変わっております。事業決算名、公営住宅管理費になります。目的としては、町営住宅の円滑な維持管理

を目的としているもので、当初予算1,360万3,000円、記載のとおりそれぞれ補正を行っております。予算現額が1,985万6,000円、決算額が1,982万7,767円、執行率が99.9%になっております。歳入、特定財源についてはそれぞれ記載のとおりとなっております。

続きまして、共通様式ナンバー10、決算書ページ180から181ページ、事業決算名は社会資本整備総合交付金事業（公住）になります。目的としては、公営住宅長寿命化計画に基づく円滑な更新を目的としております。当初予算2,120万7,000円、記載のとおりですが、補正予算額が1億3,623万4,000円、前年度繰越額が4億4,322万4,000円、予算現額が6億66万5,000円、支出済額が4億3,809万34円、翌年度繰越額が1億3,935万7,000円、不用額として2,321万7,966円、執行率96.1%となっております。歳入については記載のとおりです。ここでは、不用額2,311万7,966円になりますが、右の左下に参考として内訳を載せておりますので、御覧願います。ここでは、令和元年度については執行率100%であります。下段の前年度繰越額予算については、不用額2,311万7,966円、執行率としては94.8%となっております。これは繰越明許事業で実施した表右側に記載しております冬トピア団地、桜B団地、吉野山団地の工事管理委託料と改修工事分となっております。その入札執行残になっておりますので、御理解願います。

共通様式は以上です。

続きまして、様式3についての収入未済額の状況になります。

これについては、ナンバー1とナンバー2、2枚目もありますけれども、1枚目が町営住宅使用料ということで、収入未済額の状況を記載しております。収入未済額については18件で97万9,200円となっておりますが、昨日の9月14日時点では、残り2件で、未納が5万5,800円程度となっております。2枚目の収入未済額については、これは駐車場の使用料分としては、

15件、2万6,500円、未納額として提出しておりますが、昨日時点では完納されております。

続きまして、追加資料として、別冊でA3で提出しております、各課共通としては、都市住宅課としては2項目ございます。

1枚目から2枚、3枚目、ナンバー3まで、令和元年度の工事または製造の請け負い契約130万円以上の状況ということで、全体で15本、契約事務を行っております。そのうち10本、長寿命化の繰り越し事業関係になっております。地域限定の一般競争入札としては15件のうち11本、指名入札としては3件、随意契約として1件、計15本となっております。詳細については記載のとおりです。

続きまして、最後の4枚目になります。土地貸し付け収入、建物貸し付け収入の内訳金額、面積という状況で、都市住宅課所管としては、土地貸し付け収入ということで、12万2,770円、これについては、鳴川3丁目159の1ほか1ということで、貸付者は記載のとおりです。場所としては、公営団地の跡地で、上にラーメン屋がありますので、その駐車場分を400平米貸しております。

簡単ですが、以上、説明を終わります。

○長谷川委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○長谷川委員長 質疑を終わります。

以上で、都市住宅課に対する審査を終了します。

都市住宅課長、御苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後 4時14分 休憩

午後 4時25分 再開

○長谷川委員長 引き続き再開いたします。

横田委員から早退の届け出がありました。報告いたします。

次に、上下水道課の審査をいたします。

上下水道課長、御苦労さまでした。

それでは、決算書及び提出資料に基づき、説明

を簡潔にお願いします。

なお、下水道事業特別会計、水道事業会計についてもあわせて説明願います。

水道課長。

**○笠原上下水道課長** それでは、令和元年度、まずは七飯町下水道事業特別会計の決算の概要について、資料については、先にお配りしております決算書に基づいて説明いたします。決算書のほうの御準備をよろしく願いいたします。

今回の決算では、令和2年4月1日より下水道事業が公営企業会計に移行したことに伴い、下水道事業会計は令和2年3月31日をもって打ち切り決算を行っております。それに伴い、下水道事業特別会計では、出納整理期間がないため、例年と比較し、収入では調定額より下水道使用料などの収納率が少なく、支出でも4月以降の執行分がないため、予算に対する執行率も低くなっておりますが、4月1日から、未収金、未払い金として引き継いだ下水道事業会計において収入、支出を行っているところでございます。

まず最初に、決算書の377ページでございます。実質収支に関する調書となりますが、歳入総額は8億5,217万2,897円に対しまして、歳出総額は8億2,885万1,060円で、歳入歳出差引額は2,332万1,837円となり、翌年度へ繰り越すべき財源5,000円を差し引いた実質収支額は2,331万6,837円となります。

次に、378ページになります。歳入の合計でございます。1款分担金及び負担金から9款町債まで、予算現額は8億8,840万円に対しまして、調定額は9億264万7,554円、収入済額は8億5,172万897円で、不納欠損額は受益者分担金と下水道使用料を合わせた55万5,670円となっております。収入未済額は、同じく受益者分担金と下水道使用料を合わせた4,991万8,987円となっております。

次に、380ページの歳出の合計となりますが、1款公共下水道費から3款予備費まで、予算現額は8億8,840万円に対しまして、支出額は8億2,885万1,060円、翌年度繰越額は850万5,000円で、不用額は5,104万

3,960円となり、予算執行率は94.25%となっております。歳入歳出差引額は2,332万1,837円で、この残高は令和2年4月1日から開始した新会計へ引き継いでおります。

続きまして、決算調書となりますが、384ページの歳入の説明をいたします。

最初に、1款1項1目下水道事業分担金は、調定額396万9,100円に対し、収入済額は355万4,500円、不納欠損額は17万2,000円で、収入未済額は24万2,600円となっております。

次に、2款1項1目下水道使用料は、全体では調定額3億9,878万7,410円に対し、収入済額は3億5,333万7,800円、不納欠損額は38万3,670円で、収入未済額は4,506万5,940円となっております。使用料の内訳となりますが、1節公共下水道使用料は、調定額3億5,285万7,720円に対し、収入済額は3億1,297万5,600円、不納欠損額は34万740円で、収入未済額は3,954万1,380円となっております。その下、2節特環下水道使用料は、調定額4,592万9,690円に対し、収入済額は4,036万2,200円、不納欠損額は4万2,930円で、収入未済額は552万4,560円となっております。

次に、3款1項1目下水道費国庫補助金は、調定額、収入済額ともに3,305万3,440円でございます。内訳は、1節公共下水道費補助金は、汚水管渠実施設計に対する補助金284万400円、1節特環下水道費補助金は、大沼下水浄化センターの設備更新工事に対する補助金で3,021万3,040円となっております。

次に、4款1項1目下水道費道補助金は、調定額461万円に対して、収入未済額となっておりますが、4月1日から公営企業会計に移行後に全額収入済となっております。

次に、5款財産収入は、大沼下水浄化センターの改築更新に伴い発生する撤去物、主に鉄くずなどですが、売り払い収入で5万6,188円の収入となっております。

次に、386ページの6款繰入金は、一般会計からの繰入金で、4億円となっております。内訳は、

公共下水道分で2億7,755万4,479円、特環下水道分で1億2,244万5,521円でございます。

次に、7款繰越金は、前年度からの繰越金で663万2,002円となっております。

次に、8款1項1目雑入は、臨時職員1名分の雇用保険料個人負担金のほか、道路改良工事支障物件移設保障金を受けており、263万8,967円となっております。

次に、9款1項1目下水道債は、調定額、収入済額ともに5,290万円となっております。

続きまして、390ページの歳出についてでございます。

最初に、1款1項1目下水道事業費ですが、予算現額は1億8,644万4,000円に対し、支出済額は1億4,858万8,339円、翌年度に繰り越す事業費850万5,000円を差し引いた不用額は2,935万651円でございます。

右側の事業別の内訳とありますが、下水道整備事務費の主な支出は、臨時職員の雇用費、職員旅費、水道事業会計の負担金など、下水道整備に要する事務費で、合計4,697万9,224円となっております。

次に、公共下水道整備事業は、汚水柵の新設、移設工事などで合計2,127万1,560円、予算執行率では98.04%の支出となっております。

続きまして、流域下水道整備事業は、北海道が施工する函館湾流域下水道事業の設備更新に伴う七飯町分の負担分で1,056万6,206円、執行率は55.35%の支出となっております。なお、予算額1,908万9,000円のうち、翌年度への繰り越し事業分として850万5,000円が含まれておりますので、実質的な予算執行率はほぼ100%となっております。

次に、393ページの特環下水道整備事業は、大沼下水道浄化センターの設備更新事業に要する建設改良費で5,538万9,840円、執行率は99.5%の支出となっております。浄化センターの機械、電気設備の更新事業などを行っております。

次に、法適化移行及び経営戦略策定費は、下水

道事業会計の令和2年度法適用開始に向けた準備費用で15万8,906円、執行率は1.38%の支出となり、予算に対しての支出はほとんどございませんが、4月1日からの公営企業移行後に支出しており、支出後の執行率はほぼ100%となっております。

次に、下水道工事連絡車管理費は、公用車1台分の燃料費、保険料などで21万4,437円、執行率は87.5%となっております。

次に、下水道整備職員人件費は、職員2名分の人件費で1,400万8,166円、予算執行率は98.41%となっております。

続きまして、394ページの2項1目下水道管理費ですが、予算現額2億412万6,000円に対しまして、支出済額は1億8,327万6,768円で、不用額2,084万9,232円となっております。右側の事業別の内訳となりますが、下水道管理費の主な支出は、公共下水道の維持管理に要する経費として、マンホール、ポンプ場の電気料、維持管理委託料のほか、函館湾流域下水道事務組合の負担金などで、合計1億705万9,947円、執行率で99.08%の支出となっております。

次に、397ページ、賦課収納事務費でございます。下水道使用料と受益者分担金の賦課収納業務に要する経費で、水道事業会計への委託している下水道使用料の賦課収納業務の委託料などで、合計1,473万6,376円、執行率で94.45%の支出となっております。

次に、浄化センター作業車管理費は、大沼下水浄化センターに配置しているホイールローダー、ダンプトラック各1台の自動車損害保険料及びクレーンつきトラックの借上料で62万9,200円の支出をしております。

次に、浄化センター管理費は、大沼下水浄化センターの維持管理に要する経費として、施設修繕費、浄化センター管理業務委託料などで合計6,085万1,245円の支出となっております。

続きまして、398ページの2款1項公債費は、予算現額4億9,723万円に対し、支出済額は4億9,698万5,953円、不用額は24万4,047円で、予算執行率は99.95%と

なっております。内訳ですが、1目元金は、長期債元金償還金4億3,199万2,561円の支出となっております。次に、2目利子は、長期債利子の償還金として6,499万3,392円の支出をしております。

最後に、400ページの3款予備費ですが、予算現額60万円の全額が不用額となっております。

以上で、令和元年度下水道事業特別会計の決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、各課共通の要求資料一覧について御説明いたします。

下水道事業分でございます。様式2の予算流用及び予備費充用の状況ですが、委託料で地方公営企業法適用に当たり、公認会計士等への相談が必要となったため、16万5,000円を需用費から流用しております。

次に、様式3の収入未済額の状況でございます。現年度分では、収入未済額で、公共下水道使用料が3,810万6,460円、特環下水道使用料が532万5,780円、合計で4,343万2,240円となっております。

次に、滞納繰越分では、収入未済額で、公共下水道受益者分担金は、平成24年から30年度までの24万2,600円、公共下水道使用料は24年度から30年度までの143万4,920円、特環下水道使用料は26年から30年度までの19万8,780円の、全ての合計で187万6,300円となっております。

次に、様式4、不納欠損処分分の状況でございます。

ナンバー1でございます。公共下水道受益者分担金は、平成24年度、26年度分で8件、17万2,000円の不納欠損処分をしております。

次のページのナンバー2の公共下水道使用料は、平成24年度から26年度分で196件、34万740円の不納欠損処分をしております。

次のページ、ナンバー3の特環下水道使用料は、平成26年度分で33件、4万2,930円の不納欠損処分をしております、法的根拠につきましては、いずれも地方自治法第236条の金銭債券

の消滅時効の規定に基づいて行っております。

最後に、下水道分の追加要求資料といたしまして、上下水道所管分、下水道事業特別会計の使用料として、契約金額130万円以上の工事または製造の請け負い状況は4件、財産の買入れは1件、その他の契約は5件、また、町単独補助金の内訳金額については、水洗便所改造等資金利子補給の1件の内容の資料を提出しておりますが、内容については記載のとおりとなっております。

引き続きまして、水道事業会計決算について説明させていただきます。

まず、薄い冊子の水道事業会計の決算書のほうから説明させていただきます。

まず最初に、決算書の目次からとなりますが、水道事業会計決算については三部構成となっております、上から順に、決算報告、財務諸表の項目、次に事業報告、最後は決算附属書類の説明となります。決算書のページ総数が35ページにも及ぶため、内容については要所のみを説明とさせていただきます。

それでは、初めに、2ページ目の決算報告書を御覧願います。

(1) 収益的収入及び支出の決算報告でございますが、これは消費税込みの決算額となります。収入では、第1款水道事業収益は、予算額5億8,300万円に対しまして、決算額は5億5,251万8,261円で、予算額に比べ決算額は3,048万1,738円の収入減となっております。また、決算額のうち、借受消費税及び地方消費税として3,695万6,069円が消費税分として決算額に含まれております。

次に、下段の支出では、第1款水道事業費用は、予算額4億7,400万円対しまして、決算額は4億6,735万6,841円で、不用額は664万3,159円、執行率は98.6%となります。同じく決算額には仮払い消費税及び地方消費税分として1,152万2,351円の消費税支払額が含まれております。

続きまして、4ページになります。(2) 資本的収入及び支出の決算報告でございますが、こちらも同じく消費税込みの決算額となります。収入では、第1款資本的収入は、予算額1億407万

4,000円に対しまして、決算額は1億407万4,000円で、予算額と同額となっております。次に、下段の支出では、第1款資本的支出は、予算額3億3,780万9,000円に対しまして、決算額は3億3,780万4,104円で、不用額は4,896円、執行率は100%となり、同じく決算額には仮払い消費税及び地方消費税分として1,621万4,720円の消費税支払い額が含まれております。

**○長谷川委員長** あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は、審査の都合により、あらかじめ延長いたします。

以上でございます。

課長、続けてください。

**○笠原上下水道課長** 決算報告書一番下の注意書き1でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は2億3,373万104円で、これについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などで不足分を補填しております。

次に、7ページになります。

ここからは財務諸表の説明となりますが、財務諸表の会計処理につきましては、消費税額を除いた税抜きの方式の計算書となっております。

最初に、損益計算書1の営業収益の合計4億3,388万5,822円から、2の営業費用の合計4億392万4,154円を差し引いた2,996万1,668円が営業利益となります。

次に、3の営業外収益の合計8,059万2,947円を加え、4の営業外費用の合計4,342万5,705円を差し引いた6,712万8,910円が計上利益となり、5の特別利益113万3,311円を計上利益に加え、6の特別損失18万5,731円を差し引いた6,807万6,490円が当年度の純利益となります。この当年度純利益に前年度からの繰越利益剰余金7,208万760円を加えた1億4,015万7,251円が当年度未処分利益剰余金となり、この額の一部を減債積立金などへ積み立て処分を行うこととなります。

続きまして、8ページ、3、剰余金計算書になります。この表は、貸借対照表で整理する資本金

及び剰余金はその年度中にどのように増減したかを表す計算書となります。先ほど説明した当年度純利益6,807万6,490円は、利益剰余金の未処分利益剰余金、当年度変動額の欄に記載されており、前年度の繰越利益剰余金7,208万761円を加えた1億4,015万7,251円が当年度末残高となります。

次に、下段の4、剰余金処分計算書となります。令和元年度の未処分利益剰余金の当年度末残高1億4,015万7,251円に対して、七飯町の水道事業の剰余金処分等に関する条例の規定に基づき、積立処分を行うものでございます。未処分利益剰余金の20分の1以上の額、5,000万円を企業債の償還に充てる目的の減債積立金に積み立て、同じく建設改良費の補填財源に使用されている建設改良積立金に2,000万円を積み立てしております。

続きまして、10ページ、5、貸借対照表となります。最初の資産の部からとなりますが、1の固定資産については、配水管や電気計装設備など、4条予算に整備した水道施設の取得価格、減価償却累計額、残存価格などをあらわし、固定資産額合計では44億7,638万751円となりました。

次に、2の流動資産は、現金預金の期末残高、未収分の水道料金などを計上しており、4億5,323万914円となっております。

次に、11ページの負債の部でございますが、3の固定負債と4の流動負債には、主に企業債の年度末現在高を計上しており、令和2年度の企業債償還額として1億4,281万3,808円を流動負債に、令和3年度以降の総支払予定額の23億5,712万1,085円を固定負債に計上しています。令和元年度末の企業債現在高は、24億9,993万4,893円となっております。

次に、5の繰延収益は、償却資産の取得に伴い交付された補助金等を長期前受金の項目に整理しており、長期前受金の年度末残高は24億6,258万8,240円、資産の減価償却に見合う収益化累計額は9億5,177万8,610円で、繰延収益合計は15億1,080万9,630円となっております。

続きまして、12ページの資本の部となりますが、6、資本金と、7、剰余金は、先ほどの剰余金計算書で説明しておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、13ページの、6、注記となります。

1の重要な会計方針に係る事項に関する注記には、棚卸資産の評価基準、評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法、消費税等の会計処理の基準を定めております。

次のページとなります。

2の貸借対照表に関する注記には、当年度の引当金の移動額について記載しております。

次のページの、3、セグメント情報に関する注記ですが、水道事業会計規程により、報告セグメントを、七飯、藤城、大沼地区に分けて、それぞれの営業収益、営業費用等の金額を明示しております。

次に、17ページからは事業報告書となります。18ページをお開き願います。令和元年度七飯町水道事業報告書でございます。1、概要、総括事項ですが、イの給水事項及び配水状況として、給水人口は2万7,654人、給水戸数は1万1,814戸で、前年度と比べ24戸の減となっております。

次のロの建設改良事業等の①管路新設、②の設備更新事業等は記載のとおりでございます。

次のページ、ハの財政状況の説明でございますが、前段に説明したとおりでございますので、ここでは説明は割愛させていただきます。

次に、20ページから21ページには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、料金その他供給条件の設定または変更に関する事項などを記載しております。

次に、22ページから24ページまでは、2、工事に関する事項です。令和元年度において着工または竣工した建設工事、改良工事等の施工内容を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、25ページから26ページまでは、3、業務に関する事項ですが、予算に定められた業務の予定量について、年度末における実績

を記載しております。それぞれ前年度と比較しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、27ページから29ページまでは、4、会計に関する事項となります。(1)重要契約の要旨でございますが、令和元年度中に契約締結した主要な契約を記載しております。

次、30ページの(2)企業債及び一時借入金の概況でございます。企業債の当年度末現在高は、先ほども説明しましたが、24億9,993万4,893円で、前年度と比較して4,157万8,384円減少しております。

その下、(3)その他会計経理に関する重要事項は記載のとおりで、31ページになりますが、5の付帯事項についても記載のとおりでございます。

6、その他の(1)付加税収入の用途の特定について、(2)決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事項についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、決算附属書類となります。

35ページになります。キャッシュフロー計算書でございます。水道事業会計のキャッシュフロー計算書は、民間企業の多くで採用されており、間接法表示に準拠して作成しており、当年度純利益が計算の起点となりますので、後ほどこれもご覧いただければと思います。

次に、36ページの、2、収益費用明細書でございます。損益計算書の内訳でございますが、(2)の収益明細書については、前段で説明しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、38ページ目となります。(2)費用の明細から簡単に説明させていただきます。水道事業費用は4億4,753万5,590円で、前年度と比較し、276万2,678円減少し、増減率は0.6%の減となっております。

1項営業費用は4億392万4,154円で、各費目の内訳ですが、1目の原水及び上水費は、原水の取り入れ並びに原水の滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用で、3,909万8,460円となっております。次に、2目配水及び給水費は、配水池、配水管など、配水に係る設備並び

に給水装置に付属する揚水機等の維持及び作業に要する費用で、7,165万8,816円となっております。次に、3目受託工事費は、給水装置の新設及び修繕等の受託工事に要する費用で、当該年度の支出はございませんでした。次に、4目業務費は、水道料金の調定、集金及び検針等の業務に要する費用で、4,944万1,234円となっております。

次のページでございますが、5目総係費は、水道事業活動の全般に関連する費用で、2,843万5,431円となっております。次の6目減価償却費は、有形固定資産の減価償却費として2億906万3,522円となっております。7目資産減耗費は、固定資産の除却費として626万6,691円となっております。

次に、2項営業外費用は4,342万5,705円で、内訳は、支払利息の企業債利息となります。

次に、3項特別損失は、過年度損益修正損で、前年度以前の損益の修正で、損失の性質を有するものを計上しており、この内容は水道料金の過年度還付金となっております。

次に、42ページ、3の資本的収支明細書でございます。こちらは全て消費税込みの決算書となっておりますが、(1)収入の明細では、資本的収入が1億407万4,000円で、前年度と比較して1,119万3,960円の減少で、増減率は9.7%の減となっております。

次のページで、(2)の支出の明細ですが、資本的支出は3億3,780万4,104円で、前年度と比較して4,216万3,056円の増加、増減率で14.3%の増となっております。

支出の内訳では、1項建設改良費は、水道施設の整備改良等に要する経費を計上しており、決算額は1億9,622万5,720円、2項の企業債償還金は1億4,157万8,384円となっております。

ここまでの収益費用と資本的収支の明細でございます。

この後のページには、固定資産、企業債明細書について記載しております。前段でも説明しているものもございますので、ここでの説明は省略さ

せていただきます。

最後に、決算書52ページ、53ページは、参考で、七飯町水道事業の経営分析、財務分析表を掲載しております。後ほど御覧いただければと思います。

以上で、水道事業会計の決算書の概要について説明を終わります。

続きまして、要求資料について説明いたします。

様式3の収入未済額の状況ですが、現年度分の内訳で、一番上の水道料金から一番下の工事検査手数料まで、令和元年度予算から発生した収入未済額は4,623万5,860円でございます。

次に、滞納繰越分の状況ですが、収入未済額は全て水道料金でございます。一番下の合計の欄でございますが、調定額合計5,398万7,710円から、収入額合計5,091万1,850円と、不納欠損額の合計68万1,520円を差し引いた239万4,340円が収入未済額となります。年度別の内訳については記載のとおりでございます。

次に、4の不納欠損処分分の状況でございます。件数320件、金額で68万1,520円の不納欠損処分をしており、いずれも民法第173条の金銭債権の消滅時効によるものでございます。

最後に、追加要求資料として、上下水道課所管分水道事業会計の資料としまして、契約金額130万円以上の工事または製造の請負状況は、ナンバー1からナンバー3までの15件、財産の買入れは2件及びその他の契約は、これもナンバー1からナンバー3までの3枚で、14件を提出しております。内容については記載のとおりとなっております。

以上で、提出した資料の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○長谷川委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 今回、公共下水道に関する町内の施設状況ということで、図面、地図を出していただきました。これを見ますと、町内の人口密集地域を中心に、公共下水道の整備が進められていると



ということが分かります。ただ、ここで図面で出されている人口に関しては分かりますけれども、大沼の特環の下水道に関しては、人口がちょっと記載されていないだったので、分かればそれをちょっと、赤井川と大沼地域の人口はどのような状況なのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○長谷川委員長 課長。

○笠原上下水道課長 行政区域、これは3月末現在でございますが、特環の部分で、行政区域内人口は2,073人でございます。今、この中で水洗化済み人口ということでございますが、これは全体の人口に対して739名、その前に処理区域、人口が2,073人で、色を塗っている処理区域内の人口、これが914名ととらえております。その中で、水洗化済み人口として914名のうち739名が水洗化済みの人口ととらえております。

以上です。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 今のお答えは、赤井川と大沼地域を合わせた数字ということなのでしょう。

○長谷川委員長 課長。

○笠原上下水道課長 区域内人口はそういうことで大丈夫です。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 そのほかに、こういう浄化槽の設置されていない地域には、合併浄化槽などの設置が必要な地域があるわけですけども、町内の合併浄化槽が設置されている個数などは分かりませんか。

○長谷川委員長 課長。

○笠原上下水道課長 申し訳ありません、私、下水道事業担当なものですから、浄化槽は環境生活課のほうになると思います。申し訳ございません。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 副委員長、ございませんか。

○田村副委員長 ありません。

○長谷川委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、上下水道課に対する審査を終了しま

す。

上下水道課長、御苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後 5時03分 休憩

午後 5時04分 再開

○長谷川委員長 引き続き再開いたします。

次は、その他に移りますけれども、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 それでは、お諮りいたします。

本日予定していた審査は全て終了いたしました。(発言する者あり) そうです。そう考えていました。

本日は、これをもって終了したいと存じますが、それに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 5時05分 閉会

